

災害時歯科医療救護活動の指針

—北海道歯科医師会防災・災害対策—

改訂版

北海道歯科医師会

平成18年2月



災害時歯科医療救護活動の指針の改訂にあたり

北海道歯科医師会

会長 永山 一行

近年、世界各地で地震、津波あるいは洪水による大規模災害が相次ぎ、最近でもパキスタンでの大地震発生による数万人の犠牲者と、「天災は忘れた頃にやってくる」という先人の平易であるが重みのある言い伝えも、隔世の感があります。本道においても、数多くの災害を経験してきておりますが、とりわけ、平成5年1月の釧路沖地震、平成5年7月の北海道南西沖地震、平成6年10月の北海道東方沖地震、平成10年9月の台風5号被害、および平成12年3月の有珠山噴火では大きな被害が発生したことは、よくご存知のことでありましょう。

さて、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、多くの尊い人命が奪われるとともに、ライフラインの損壊等により医療機関の機能が停止し、近隣地域からの医療救護活動の迅速な対応が、なによりも重要であることを痛感させられました。そこで、本道防災の万全を期する目的で策定された「北海道地域防災計画」における指定地方公共機関に、平成9年1月、社団法人北海道歯科医師会及び17郡市区歯科医師会が指定されました。さらに平成9年4月、道との間で「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」を交わし、それを機に平成10年3月に初版「災害時歯科医療救護活動の指針」を発刊しました。平成11年度以降、道歯会災害対策本部が設置されたのは、平成12年有珠山噴火の際であり、不幸中の幸いで人的被害はなく、短期間で解散しました。しかしながら、地球規模での異常気象の増加、地震の多発化、さらに近年では、ニューヨーク9.11世界貿易センタービル崩壊事件やロンドン地下鉄連続爆破事件などの世界各地で発生しているテロ行為への対応も、新たに考慮しなければならない状況であり、大規模災害・事故の可能性を否定できません。

そこでこの度「備えあれば憂いなし」の諺のとおり、普段からの心掛けを喚起するために、一部修正・加筆し改訂版を発刊する運びとなりました。会員諸先生には、道民の安全・安心を確保すべく、本指針が防災・災害対策の一助になるよう、ご一読くださいますようお願い申し上げます。

平成18年2月

目 次

第1章 北海道歯科医師会はどう動くか

- ① 北海道歯科医師会防災対策 —平時の備え— 5
- ② 北海道歯科医師会災害対策 —災害発生時— 6
- ③ 北海道歯科医師会防災・災害対策連絡協議会 7
- ④ 北海道歯科医師会の災害対策体制 7

第2章 北海道地域防災計画

- ① 歯科医師会の位置付け 8
- ② 医療救護計画 9
- ③ 災害時の歯科医療救護活動に関する協定 11

第3章 災害時歯科医療救護活動 —その時、歯科医師として—

- ① 災害時歯科医療救護活動の概要 15
- ② 歯科医療救護班の活動内容 15
- ③ 災害時歯科医療救護活動の流れ（郡市会対象） 15
- ④ 歯科医療救護活動の実施 19

第4章 避難所での歯科保健医療活動 —ストレスは、病の源—

- ① 災害時の歯科保健医療ニーズの経時的変化 23
- ② 即時製作可能な暫間的義歯の作製方法 24
- ③ 歯科保健医療ニーズの把握方法 25

第5章 身元確認活動（歯科的個人識別活動）

- ① 検死業務の心得 26
- ② 身元確認における活動内容 26
- ③ デンタルチャート記載時の基本原則 29

第6章 備蓄計画 —備えあれば憂いなし—

- ① 災害時医療救護用資機材 34
- ② 歯科用薬品と投薬剤 35
- ③ 身元確認活動に必要な資機材とその調達 36

第7章 資料編

- ① 災害対策基本法（抜粋） 39
- ② 災害時歯科医療救護活動における各種書類 42
- ③ 関係機関・団体連絡先一覧〈平成17年10月11日現在〉 46
- ④ 病院歯科（歯科口腔外科）の一覧 58

常日頃の協力と連携がなければ、緊急時の災害への対応は不可能である。本章では、防災及び災害発生時において、組織として北海道歯科医師会がどのような体制でどう動くかを記載している。

1 北海道歯科医師会防災対策 — 平時の備え —

1. 防災対策本部の設置

- 1) 北海道歯科医師会は、北海道歯科医師会防災対策本部（以下「防災対策本部」という）を置く。
- 2) 防災対策本部設置の目的は、災害発生に備えて情報の収集と対策を各郡市区歯科医師会（以下「郡市区会」という）と協力して実施することである。
- 3) 防災対策本部は、北海道歯科医師会館内に置く。

2. 防災対策本部の構成と職務

防災対策本部役員は、北海道歯科医師会役員があたり、次の職務を行う。

- 1) 防災対策本部長（1名）
北海道歯科医師会会長がこれにあたり、対策本部の業務を統括する。
- 2) 防災対策副本部長（各部・部長4名）
本会副会長と専務理事がこれにあたり、本部長を補佐する。
- 3) 防災対策各部・副長
本会常務理事と理事及び監事がこれにあたり、各部・部長を補佐する。

3. 防災対策本部の組織と業務

防災対策本部は、次の4部で組織され各々の業務を行う。

1) 情報部

- （部長）副本部長（本会専務理事があたる）
- （副 長）医療管理部・広報部の常務理事と理事及び常務監事
- （業務）①防災対策に必要な情報の収集・管理・分析・伝達
②各郡市区防災対策支部との協力体制作り

2) 医療救護部

- （部長）副本部長（本会副会長があたる）
- （副 長）公衆衛生部・社会保険部の常務理事と理事及び監事
- （業務）災害時の緊急歯科医療のための協力体制作り

3) 救援救済部

- （部長）副本部長（本会副会長があたる）
- （副 長）福祉厚生部・医政部の常務理事と理事及び監事
- （業務）被災会員の救済対策の検討

4) 警察歯科部

- （部長）副本部長（本会副会長があたる）

- (副 長) 学術部の常務理事と理事
- (業 務) 身元確認業務の方法確認と検死体制作り

4. 防災対策支部の設置

各郡市会は、道歯会防災対策本部と同様の機能を有する防災対策支部を災害対策基本法に基づき設置する。

2 北海道歯科医師会災害対策 —災害発生時—

1. 災害対策本部の設置

- 1) 災害が発生し、道が災害対策本部を設置した時点で本会防災対策本部は自動的に北海道歯科医師会災害対策本部に移行し、災害対策に関する指揮は、すべてこの本部を通じて発令する。
- 2) 災害対策本部の設置に伴い、指示系統を一元化するため各郡市会の防災対策支部は、自動的に北海道歯科医師会災害対策本部の支部となる。

2. 災害対策本部の組織と業務

- 1) 情報部
 - ①各郡市会災害対策支部と連絡をとり、被災の情報収集とその分析にあたる。
 - ②医療救護体制設置の概要を策定する。
 - ③被災会員救援救済対策の概要を策定する。
 - ④身元確認活動のための検死業務の概要を策定する。
- 2) 医療救護部
 - ①災害歯科医療救護体制の設置と運営にあたる。
 - ②各郡市会の救援体制の確立・開始にあたる。
 - ③道の救急医療体制と連携・参加する。
 - ④大学及び病院歯科口腔外科との連携・派遣要請する。
 - ⑤他県からの救援組織の受け入れ先を決定する。
- 3) 救援救済部
 - ①被災会員の救援救済及び経済的対策にあたる。
 - ②本会会員や他県からの救援物資の管理・配布する。
- 4) 警察歯科部
道警本部よりの要請に基づき、身元確認業務に北海道警察歯科協力医会会員を派遣すべく、その対策と方針を決定する。

3. 災害対策支部の役割

- 1) 会員の被災状況や当該市町村の被災状況を本部に伝達する。又、救援のための要望事項を速やかにまとめ、本部に連絡する。
- 2) あらかじめ各市町村の防災計画に従い、地域の緊急医療体制下で歯科治療を実施するとともに、本部からの必要な薬品や資機材の補給に努める。
- 3) 外部よりの緊急歯科医療の支援チームの受け入れ先を決定し本部に連絡する。

第2章

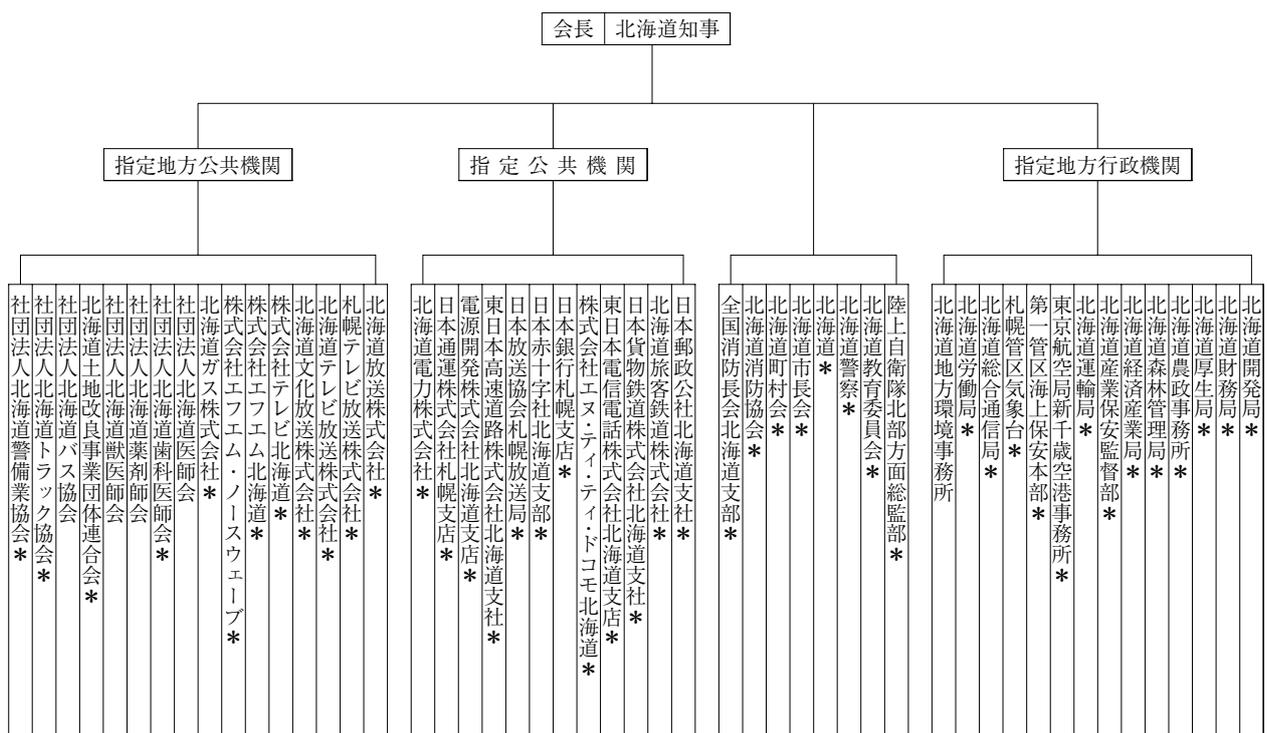
北海道地域防災計画

この計画は、災害対策基本法の規定に基づき、北海道防災会議が作成する計画であり、北海道の地域に係る防災のための思想の普及や訓練を含む災害予防、情報の伝達や、応急、復旧などの災害対策に関する事項についての計画を定めています。またこの計画は、随時検討を加え修正をはかり、本編の他、地震防災計画編、原子力防災計画編、資料編及び原子力防災計画資料編から構成されている。

1 歯科医師会の位置付け

1. 北海道防災会議条例（昭和37年北海道条例第53号）の定める指定地方公共機関に、北海道歯科医師会および17郡市会が位置付けられたのは、平成9年1月である。なお、指定地方公共機関とは、災害対策基本法によりその定義と責務が規定されている。（資料編参照）

道防災会議 組織図



*：防災会議構成機関

2. 北海道歯科医師会会長は、災害対策基本法第15条第5項に規定する機関の長として、北海道防災会議委員に任命されている。
3. 北海道歯科医師会及び各郡市会は、指定地方公共機関として災害時における歯科医療を行うことを業務としている。

4. 北海道地域防災計画の医療救護計画において、協力機関と位置付けられ、道と災害時の歯科医療救護活動に関する協定書を交わしている。道から要請を受けた場合は、北海道歯科医師会及び17郡市会は直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣し、歯科医療救護活動を実施しなければならない。歯科医療救護班の業務は、次のとおりである。

- 1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- 2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- 3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療、衛生指導
- 4) 検死、検案に際しての法歯学上の協力

2 医療救護計画

この計画は、被災地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足した場合における医療救護計画である。

1. 基本方針

- 1) 医療救護活動は、原則として道又は市町村が設置する救護所において、救護班により実施する。
- 2) 救護班は、医師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害状況に応じたものとする。
- 3) 救護班の業務内容は、次のとおりとする。
 - (1) トリアージ
 - (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
 - (3) 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - (4) 助産救護

2. 医療救護活動の実施

- 1) 北海道
 - (1) 医療救護活動を必要と認めたときは、適時適切な場所に救護所を設置する。また、避難所の設置が長期間にわたる場合には、必要に応じて避難所に救護センターを併設する。
 - (2) 道立医療機関の所属医師等により編成する救護班を派遣するとともに、必要に応じて災害拠点病院及び協力機関等に救護班の派遣を要請する。
 - (3) 被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師、精神保健相談員等による保健指導及び栄養指導を実施する。
- 2) 市町村
 - (1) 医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を要請する。
 - (2) 被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。
- 3) 災害拠点病院
 - (1) 道の要請に基づき救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

(2)被災患者を収容するとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関を支援する。

4) 協力機関等

(1)北海道厚生局

(2)労働福祉事業団

(3)日本赤十字北海道支部 道との「委託協定書」あり

(4)その他の公的医療機関の開設者

(5)北海道医師会 道との「災害時の医療救護活動に関する協定書」あり

(6)北海道歯科医師会

北海道歯科医師会は、道の要請に基づき、救護班を派遣し歯科医療救護活動を行う。なお、救護班の業務内容は、「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

(7)北海道薬剤師会 道との「災害時の医療救護活動に関する協定書」あり

3. 輸送体制の確保

1) 救護班

救護班の移動手段はそれぞれの機関で行うものとするが、道路の損壊や緊急を要する場合等は、道あるいは自衛隊のヘリコプター等により行う。

2) 重傷患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として地元消防機関が実施する。但し、確保できないときは、道、市町村又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊や緊急を要する場合等は、道あるいは自衛隊のヘリコプター等を要請する。

4. 医薬品等の確保

1) 北海道

市町村から医薬品等の供給について要請をうけたときは、備蓄する医薬品を供給するほか、医薬品等の調達について関係機関・団体に対し要請又は斡旋を行う。

2) 市町村

医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。

5. 広域的な医療救護活動の調整

道は、必要に応じ、他県等に対して医療救護活動の応援を要請するとともに、他県等の医療救護班及び医療ボランティア等の受入れに係る調整を行う。

3 災害時の歯科医療救護活動に関する協定

1. 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

災害時における歯科救護活動の万全を期するため、北海道（以下「甲」という。）と社団法人北海道歯科医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、北海道地域防災計画に基づき甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲は、北海道地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定により歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（救護班の業務）

第4条 救護班は、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を実施するものとする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置

(2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の設定

(3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導

(4) 検死・検案に際しての法歯学上の協力

（救護班に対する指揮命令等）

第5条 救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品の補給等）

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、歯科医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（収容医療機関の指定）

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第9条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 救護班の編成及び派遣に要する費用

(2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金

(4)前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの
(市町村及び郡市区歯科医師会との調整)

第10条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町村の行う歯科医療救護活動が、本協定に準じ、郡市区歯科医師会の協力を得て円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の歯科医療救護活動が円滑に実施されるよう、郡市区歯科医師会に対し、必要な調整を行うものとする。

(細目)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年4月14日

甲 北海道
北海道知事 堀 達也

乙 社団法人 北海道歯科医師会
会 長 甲斐 雅喜

2. 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書実施細則

平成9年4月14日付けで締結した災害時の歯科医療救護活動に関する協定書(以下「協定書」という。)第11条に基づく細則は、次のとおりとする。

(歯科医療救護活動の報告)

第1条 社団法人北海道歯科医師会(以下「乙」という。)が協定書第2条の規定により救護班を派遣したときは、歯科医療救護活動終了後速やかに、各救護班ごとの「歯科医療救護活動報告書」(第1号様式)、「班員名簿」(第2号様式)及び「医薬品等使用報告書」(第3号様式)をとりまとめ、北海道(以下「甲」という。)に報告するものとする。

(事故報告)

第2条 乙は、協定書第2条に基づく歯科医療救護活動において、救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは「事故報告書」(第4号様式)により、速やかに甲に報告するものとする。

(費用弁償等の請求)

第3条 協定書第9条第1号、第2号、及び第4号に規定する費用については、乙が各救護班分を取りまとめ「費用弁償請求書」(第5号様式)により、甲に請求するものとする。

2 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が「補助金支給申請書」(第6号様式)により、甲に請求するものとする。

(費用弁償の額)

第4条 協定書第9条第1号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定書第9条第2号に規定する費用弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例(昭和38年北海道条例第56号)に準ずるものとする。

4 協定書第9条第4号に規定する費用弁償の額は、同条第1号、第2号、及び第3号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したものとする。

(支払)

第5条 甲は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに乙に支払うものとする。

別 表

区 分	日 当	旅 費	時間外勤務手当
歯科医師	災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号） 別表第2に定める額		
歯科技工士 歯科衛生士	災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号） 別表第2に定める保健婦・助産婦及び看護婦の職務にある者の相当額		
補助職員	歯科技工士・歯科衛生 士の日当の1/2（100 未満切捨）	一般職の道職員の行政 職給料表による2級の 職務にある者の旅費相 当額	一般職の道職員の時間 外勤務手当支給の例に よる額

第七類 生活福祉 第二章 社会福祉 災害救助法施行細則

別表第二 実費弁償の額（第三十七条関係）

一 令第十条第一号から第四号までに規定する者に対するもの

職種別	日 当	実 費	時間外勤務手当
(イ)医師及び 歯科医師	1人1日 17,200円以内	一般職の道職員の行政職給料表 による十級又は九級の職務にあ る者の旅費相当額	一般職の道職員の時間 外勤務手当支給の例に よる額
(ロ)薬剤師	1人1日 11,800円以内	一般職の道職員の行政職給料表 による三級の職務にある者の旅 費相当額	
(ハ)保健婦、助 産婦及び看 護婦	1人1日 11,300円以内	一般職の道職員の行政職給料表 による二級の職務にある者の旅 費相当額	
(ニ)土木技術者 及び建築技 術者	1人1日 17,100円以内	一般職の道職員の行政職給料表 による七級又は六級の職務にあ る者の旅費相当額	
(ホ)大工、左官 及びとび職	1人1日 20,500円以内	一般職の道職員の行政職給料表 による五級又は四級の職務にあ る者の旅費相当額	

二 令第十条第五号から第十号までに規定する者

当該業者が従事命令に従い、直接かつ現実に支出した通常の実費に、その百分の三の額を手数料として加算した額とする。

1 災害時歯科医療救護活動の概要

災害対策基本法第23条の規定により、災害・事故が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、設置基準に該当し、知事が必要と認めたときに災害対策本部が設置される。災害対策本部は、被災地域の歯科医療機関の機能がなくなり又は著しく不足した場合等に、北海道歯科医師会へ派遣要請を出し、本会はそれを受けて当該郡市会と必要に応じて近隣郡市会へも派遣要請を出す。

同時に災害発生時に設置される市町村災害対策本部（災害対策現地合同本部）からは郡市会へ派遣要請が出され、郡市会は救護班を編成し救護所での活動を開始する。

歯科医師会が派遣する救護班の現場における医療救護活動の指揮は、原則として被災地の郡市会会長が執る。

なお、救護班の搬送手段については歯科医師会単位で確保するが、道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は道及び自衛隊等が所有するヘリコプター等により搬送する。

2 歯科医療救護班の活動内容

道と交わした「災害時の歯科医療救護班に関する協定書」により、歯科医師会が派遣する救護班の業務は、次のとおりである。

1. 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
2. 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
3. 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
4. 検死・検案に際しての法歯学上の協力

3 災害時歯科医療救護活動の流れ（郡市会対象）

1. 郡市会災害対策支部の設置

郡市会は、災害発生に備えて情報収集、医療救護、救援救済及び警察歯科機能を有する防災対策支部を設置する。北海道歯科医師会が災害対策本部を設置した時点で、郡市会防災対策支部は災害対策支部に移行する。被災地郡市会とそれ以外の郡市会の災害対策支部ではその業務内容が異なるが、情報収集・分析・連絡、歯科救護班の編成・派遣、医薬品・医療資機材等の補給・支援、応援歯科医療救護班の受入れ・派遣、広報活動等、災害に対応できるように努める。

郡市区災害対策支部の主な活動内容

	主 な 活 動 内 容
被災地内の郡市区 対策支部	◎郡市区内の歯科診療所の被害状況の把握 ◎郡市区内の歯科医療救護活動計画の策定と歯科医療救護班の編成・派遣 ◎重症者の受入れ ◎医薬品・医療資器材等の補給 ◎応援歯科医療救護班の受入れ ◎ボランティア歯科医療救護班の受入れ ◎身元確認班（歯科医師班）の編成・派遣
被災地外の郡市区 対策支部	◎応援歯科医療救護班の編成・派遣 ◎身元確認班（歯科医師班）の編成・派遣 ◎重症者の受入れ ◎医薬品・医療資器材等の支援

2. 市町村との連絡

市町村災害対策現地合同本部と防災行政無線などにより連絡をとり、被害状況を把握し、歯科医療救護班の出動要請に対応できるようにする。

●情報収集すべき項目

住民の安否情報

被災状況

ライフラインの復旧状況

住民の避難状況

●情報提供すべき項目

会員と家族の安否情報

会員と家族の被災状況

歯科医療提供可能状況

3. 郡市区における情報収集と連絡

会員・家族の安否や連絡先（避難先）、診療所・自宅の被災状況などの情報は、必ず被災した地区の会員から自発的に所属地区（班）長および郡市区へ連絡する。

被災したと思われる会員より連絡がない場合は、その会員の所属地区（班）長は可能な手段でその会員に関わる情報を収集して、郡市区へ連絡する。

●安否情報の発信手段

- ・ 重度災害・事故（停電・NTT 壊滅）の場合
徒歩・自転車・バイク・掲示板・貼り紙・自動車
- ・ 中度災害・事故の場合
アマチュア無線・携帯電話
- ・ 軽度災害・事故の場合
電話・ボイスメール・FAX・パソコンメール

●伝達すべき事項

1. 家屋の倒壊状況
2. 火災の状況
3. 救急、救命の必要なけが人の数
4. 診療提供可能な状況

4. 歯科医療救護班の出動

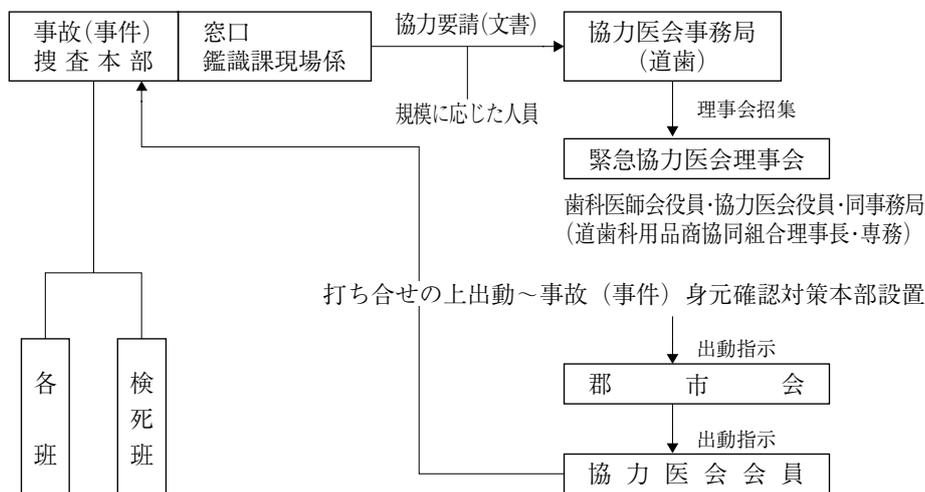
- 1) 市町村又は北海道歯科医師会から歯科医療救護班の出動要請があった場合には、集合場所（派遣先）、時間、班数、交通手段、携帯品などを確認する。交通手段については、人員・器材などの輸送が円滑に行えるように市町村対策本部、警察、消防などと十分な連携をとり、道路通行許可証などの交付を要請する。
- 2) 歯科医療救護班の出動要請などに係る連絡は、双方で必ず担当者名を確認するとともに、要請内容を記録する。
- 3) 歯科医療救護班の編成及び出動
 - ① 郡市会は、歯科医療救護班を編成し、要請のあった場所に出動させる。
 - ② 出動の指示伝達を受けた会員は、指示された場所に集合することとし、被災等のため集合できない場合には、可能な限りその旨を郡市会に連絡する。
 - ③ 歯科医療救護班は、原則として救護班長1名、診療業務主任1名、診療業務者1名、管理業務責任者1名の計4名で編成する。
 - ④ 救護班長は、救護班の活動全般を統括し、班の編成内容及び各班員の能力を熟知し、出動要旨の徹底、携行資材・医薬品の種類・内容・数量などの確認をして業務内容や分担を説明する。
 - ⑤ 診療業務主任は、歯科診療に係る業務を管轄する。
 - ⑥ 管理業務責任者は、携行資材・医薬品の管理及び連絡業務等と管轄する。
 - ⑦ 診療業務者及び管理業務責任者は、必ずしも歯科医師でなくとも良い。
 - ⑧ 救護班は、現地災害対策本部に班の到着と終了を報告することを義務とする。
 - ⑨ 出動する会員は、定められた被服を着用し、必ずヘルメット、帽子、手袋、厚底の靴を着用し、懐中電灯等を携帯する。また、身分証明書又は腕章（市町村又は郡市会が発行するもの）などを持参する。

5. 身元確認活動班の編成及び出動

身元確認活動班は、全体の指揮を執る統括長1名と各検死班で構成する。各検死班は、原則として検死班長1名と検死班員2名の計3名で構成する。但し状況により検死班員1名とすることもある。

協力の手順を大規模事故（事件）と大規模災害の措置別に示す。

大規模事故（事件）の措置



①協力要請

道警刑事部鑑識課現場係から北海道警察歯科協力医会事務局に電話や出動要請書により協力要請が入る。

②緊急協力医会理事会招集と出動連絡

協力医会会長は緊急協力医会理事会を招集し、出動郡市会、出動期間、出動場所、出動人員、輸送計画及び搬入資機材等の具体的な出動計画を策定するとともに、関係郡市会会長に出動要請する。

③指名検討と指名

郡市会会長は事案を鑑みて、対応する会員を決定しその会員名を協力医会事務局に連絡し、協力医会会長からの具体的な協力内容・方法を待つ。

④出動指示と協力打合せ

協力医会会長は、刑事部鑑識課現場係を介し事故（事件）捜査本部と交通手段や協力内容・方法を打合せ、郡市会会長に出動指示する。

⑤出動と協力活動

指名された会員は、捜査本部が確保した交通手段により出動し、具体的な協力活動をする。

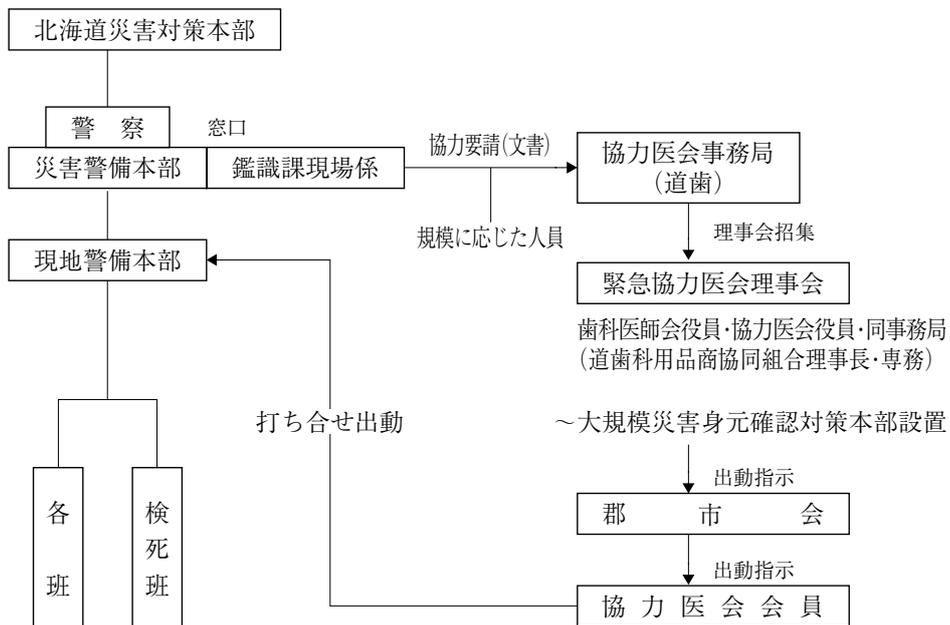
※集合場所の指定は、協力医会事務局、郡市会会長及び刑事部鑑識課現場係の3者の協議の上で決定する。なお、指名された会員が指定された集合場所に決められた時間までに集合できない場合、直接現場に出動することは避ける。第二次の出動時まで待機する。

⑥業務従事

業務の手順・方法については、検死班の長から指示を受け、身元確認活動班の統括長が各検死班に指示を与え、統一ある行動をするとともに、警察官・医師との連携に配慮する。

※必要な資機材の搬入は、協力医会事務局と刑事部鑑識課現場係とが協議し、速やかに行うものとする。

大規模災害の措置



①協力要請

警察災害警備本部の窓口である刑事部鑑識課現場係から協力医会に電話や出動協力要請書等により協力要請される。

②緊急協力医会理事会招集と出動連絡

③指名検討と指名

④出動指示と協力打合せ

⑤出動と協力活動

⑥業務従事

②～⑥は、【大規模事故（事件）の措置】に同じ

4 歯科医療救護活動の実施

1. 歯科医療救護所の設置

歯科医療救護班は、原則として市町村の設置する医療救護所及び保健所に設置する救護所において歯科医療救護活動を行う。

なお、医療救護所は市町村が原則として、次の場所に設置する。

①500人以上の避難所

②二次避難所（高齢者、障害者など介護を要する人などの専用避難所）

③医療機関

④災害現場

また、市町村は必要に応じ、歯科医療救護活動の拠点場所として、市町村保健センターや口腔保健センター、休日歯科診療所又は診療可能な診療所を活用するようにする。

2. トリアージ

1) トリアージとは

限られた人的、物的資源の状況下で最大多数の傷病者に最善の医療を施すため、傷病者の緊急度や重症度に応じて、治療の優先順位を決定するものである。傷病者の状態の変化に合わせ災害現場や救護所だけでなく、搬送機関、収容医療機関などでも行われる。

2) トリアージタグとは

傷病者識別札のことで、傷病者の重症度との兼ね合いから、救命・救急処置の実施順を示すとともに、救護所又は後方病院への搬送の優先順位を示す識別札である。

トリアージの基準表

順位	分類	識別色	傷病状態および病態	具体的事例
第1順位	最優先治療群 (重症群)	赤色 (Ⅰ)	生命を救うため直ちに処置を必要とするもの 窒息、多量の出血、ショックの危険のあるもの	気道閉塞、呼吸困難、意識障害、多発外傷ショック、 大量の外出血、血気胸、胸部開放創、腹腔内出血、腹 膜炎、広範囲熱傷、気道熱傷、クラッシュ症候群、多 発骨折など
第2順位	待機的治疗群 (中等症群)	黄色 (Ⅱ)	①多少、治療の時間が遅れても、生命には危険がないもの ②基本的には、バイタルサインが安定しているもの	全身状態が比較的安定しているが、入院を要する以下の 傷病者 脊髄損傷、四肢長管骨骨折、脱臼、中等度熱傷など
第3順位	保 留 群 (軽症群)	緑色 (Ⅲ)	上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を 必要としないものなど	外来処置が可能な以下の傷病者 四肢骨折、脱臼、打撲、捻挫、擦過傷、小さな切創お よび挫創、軽度熱傷、過換気症候群など
第4順位	死 亡 群	黒色 (0)	すでに死亡しているもの、または明らかに即死状態 であり、心肺蘇生を施しても蘇生可能性のないもの	圧迫、窒息、高度脳損傷、高位頸髄損傷、心大血管損 傷、内臓破裂などにより心肺停止状態の傷病者

トリアージタグ

トリアージ・タグ
(災害現場用)

No.	氏 名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住 所 (Address)		電 話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM PM 時 分		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所			
トリアージ実施機関			医 師 そ の 他 ()
傷 病 名			
トリアージ区分 0 I II III			

0
I
II
III

トリアージ・タグ

特記事項 (搬送・治療上特に留意すべき事項)

.....

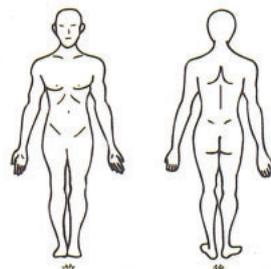
.....

.....

.....

.....

そ の 他 の 応 急 措 置 の 状 況 等



前
後

0
I
II
III

3) トリアージの原則

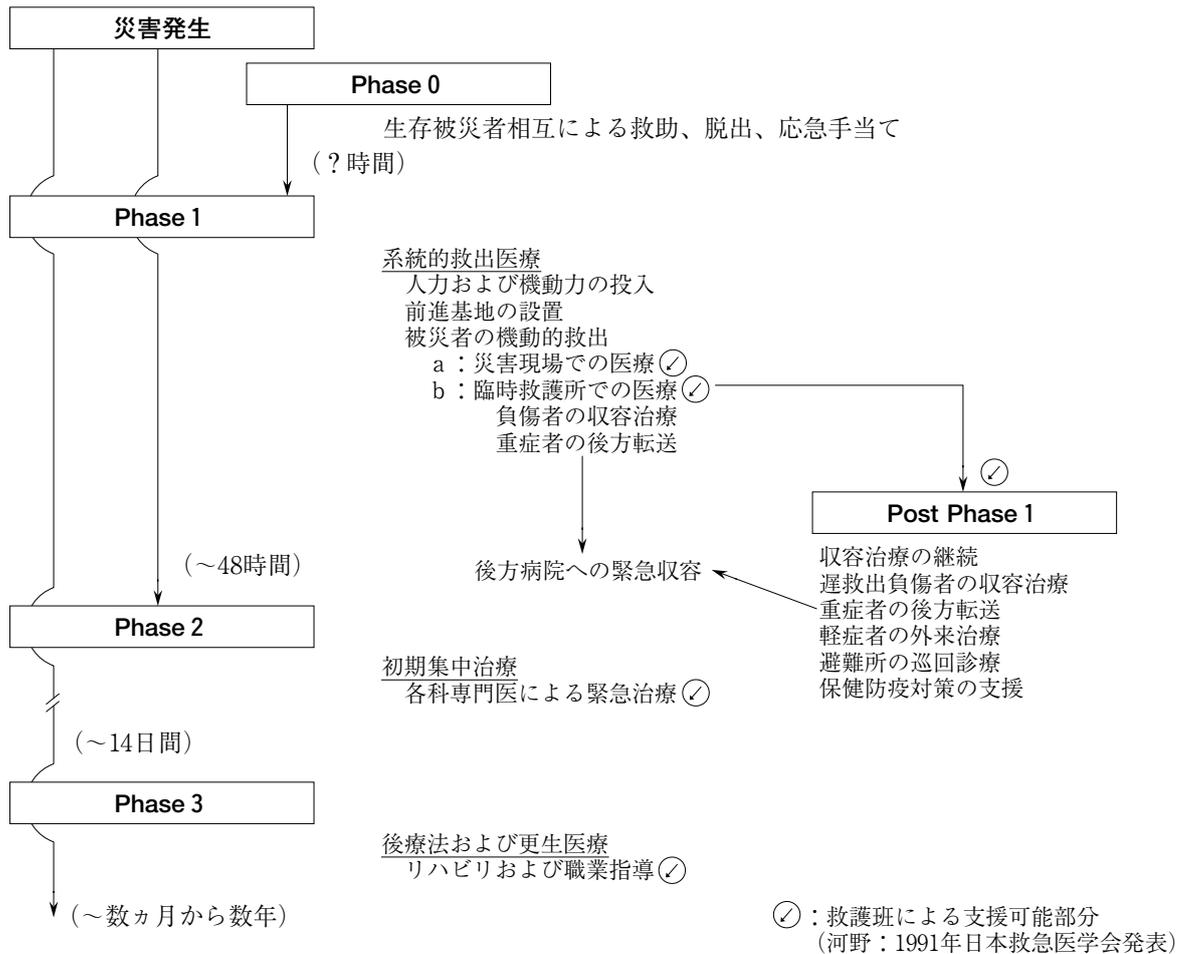
- ①原則として医師が行うものであるが、現場の医療関係者の中から、トリアージ実施の主体となるトリアージオフィサーを決め、他の者は私見をはさまない。
- ②トリアージは災害現場だけでなく、傷病者の状態変化にあわせ、搬送時、病院収容時等必要に応じて何度でも行う。
- ③トリアージは1人でも多くの救命を目的として行われるもので、緊急度と重症度は必ずしも一致しないが、両者とも高いものが最優先される。
- ④実施に当たっては、まず軽症者と死亡者を選別し、要治療者のうち重症と中等症に分ける。
- ⑤生命予後に関わる損傷は、機能予後や審美予後に関わる損傷に優先する。

3. 歯科医療救護活動の実際

1) 医療救護タイムスケールと歯科医療提供

災害の規模、災害場所、周りの環境によって被災程度は大きく変化するが、日本赤十字社は、災害発生直後から後療法および更正医療までを4段階に分けて、救護内容における移行の目安を設定している。傷病者の救命、救急医療としてはPhase 1および2の初期活動が特に重要ですが、**歯科の救護は歯科医療の特性からPhase 2および3が中心となる。**

医療救護タイムスケール



① Phase 0 (被災直後) 【対応不能期】

災害発生直後、被災者が互いに助け合いながら外部からの救護を待つ時間帯である。この時期現場にいる歯科医師は、医師の一員として救命救急医療に加わることが必要なこともある。

② Phase 1 (被災後~48時間) 【系統的救出医療期】

災害対策本部の指揮のもと、自衛隊や公的機関による系統的な救助・救出・応急処置などが行われる時期である。可能な限り48時間以内に、負傷者については病院などへの収容治療、重傷者については後方病院への転送が望まれる。

歯科医療救護班も出動要請を受けて救護活動を行うが、救護所および避難所救護センターでの応急処置が中心となる。

災害時に多くみられる歯科疾患としては以下のものが挙げられる。

1. 顎顔面口腔外傷
2. 義歯紛失
3. 義歯破損
4. 歯冠修復物の脱離
5. 口腔粘膜疾患
6. 歯性感染症—慢性炎症の急性転化
7. う蝕、歯肉炎

過去の災害を検証すると、頭部・顔面を反射的に防御できないスピード下の受傷、すなわち新幹線や高速道路の事故などを除いて、顎顔面外傷は思いのほか少ないと云われている。

③ **Phase 2**（概ね48時間～2週間）【初期集中治療期】

収容医療機関における専門的集中治療が行われる時期である。避難所救護センターは順次機能を縮小し、避難所の巡回診療に移行する。

激変した地域環境に基づいた歯科医療供給体制を構築することが重要である。阪神・淡路大震災の際は、避難所の人約2%に歯科需要があった。その内訳は平時での歯科需要に加えて、乾燥、栄養障害、脱水、大気汚染、粉塵などによる口腔粘膜疾患、環境悪化に伴う免疫力低下による慢性歯科疾患の急性増悪、治療途中疾患であった。また震災が未明に起こったことから、義歯の紛失も多かった。さらに劣悪した環境や口腔ケアの不足により、誤嚥性肺炎も多くなるので、その予防のために歯科医療従事者の役割はきわめて重要である。

④ **Phase 3**（概ね2週間以降）【後療法及び更正医療期】

災害生存者に社会復帰のための医療と療養指導が施されるべき段階を示す。ライフラインが復旧、地域の診療機関が通常の診療を始めても、生活環境は災害以前に戻るとは限らない。この時期においては避難場所や仮設住宅の規模、ロケーションにより救援医療の必要性を検討する。この際にも定期的な疫学調査が必要になるであろう。

被災した住民は肉体的にも精神的にも疲弊しきっている。その上避難所などでのいわゆる仮設住宅での生活が長くなればなるほど、その状況は悪化する一方である。

我々歯科医師は、歯科的救急・救護活動を行わなければならないのは勿論であるが、その一方で歯科衛生士などとともに、メンタル・ヘルスケアを計りながら、生命の源である食生活が少しでも快適になるように努めなければならない。

1 災害時の歯科保健医療ニーズの経時的変化

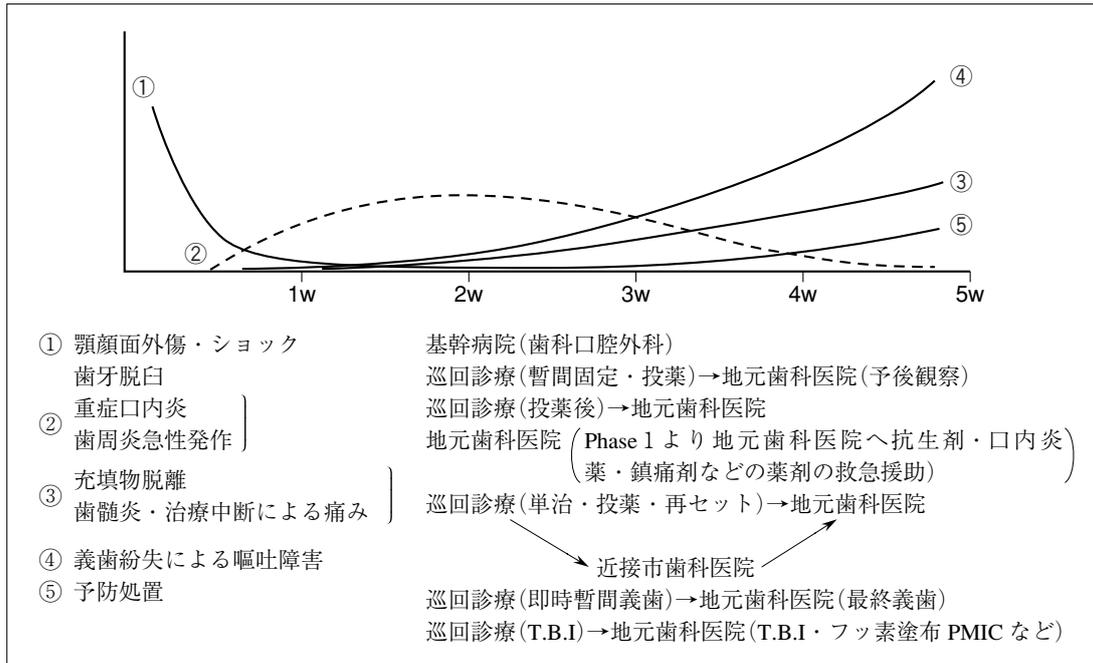
災害時の歯科保健医療に関するニーズは、災害発生後の時間的経過とともに刻々と変化していく。このため、災害時の医療救護活動にあたっては、これらのニーズを的確に把握するとともに、医療救護班、保健師班との密接な連携、近隣歯科医師会などとの連絡、および再開した地域歯科診療所への円滑な移行等を考慮しながら対策を講じていくことが重要である。

被災直後は、顎顔面の外傷や歯の脱臼などの口腔外科的疾患、あるいは外力による冠や充填物の脱離が中心となる。また、数日後からは、重症の口内炎や歯周炎の急発化が多くなる。これは、栄養状態の悪化による抵抗力の減弱の結果であると考えられるので、歯科的な対応だけでなく、医師の受診も必要となる可能性の高い要観察者とし留意する必要がある。

一方、義歯の紛失や不適合による疼痛、う蝕などによる疼痛は、被災直後から存在しているものの、数日間は混乱のために歯に注意がまわらないためか、訴えとしてあまり多くあがってこない。しかし、生活の落ち着きを取り戻すとともに徐々に増加し、特に義歯の紛失や不適合による咀嚼障害の訴えは、避難所の食事が比較的固く冷えたものが多いなどのために深刻な悩みとなっている場合が多く、避難所における最大の歯科保健医療ニーズとなる。また、寝たきり状態にある患者から往診依頼をうけることもある。

さらに、避難所生活が長期化すると、口腔清掃が不十分なために起こる口臭や誤嚥下性肺炎の問題等が発生し、本人や周囲の大きなストレスとなっていたり、子供たちの食生活に著しい偏りがみられるなど、口腔保健指導や健診・予防処置の必要性も高くなっていく。したがって、避難所の巡回は勿論のことであるが、仮設住宅、介護保健施設、養護老人ホームなどにも赴いて、口腔保健指導・口腔ケアなどを実施し、口臭や誤嚥下性肺炎の予防に努めなければならない。そのためには歯科医師ばかりでなく北海道歯科衛生士会や地域の歯科衛生士会との緊密な連携も重要になる。

歯科保健医療ニーズの推移予測と歯科医療機関の連携モデル



2 即時製作可能な暫間的義歯の作製方法

義歯の紛失による咀嚼障害があり、避難所から外出できない状態の方には必要に応じて暫間義歯を作製すると効果的である。なお、当然ながら歯科診療所の再開時に、本義歯を作製するのが前提である。

【作製手順】

- ① 診査
- ② 印象：既製トレーとアルギン酸で印象採得。避難所での患者数が多い場合は、印象採得後患者をいったん帰し、石膏を流して時間の余裕がある時に作業用模型・基礎床を作製して、再度来所させる。
- ③ 作業用模型作製：作業用模型の高い精度は要求されないので、硬化の速い石膏（キサントーノ）を使用する。
- ④ 基礎床作製：トレーレジンをを用いる。義歯の辺縁は短めに設定し、ティッシュコンディショナーで補う。局部床義歯の場合には、残存歯にプレートが付与した形態にした方がよい。

冬では、気温が低く、レジンの硬化に時間がかかるので、使い捨てカイロが役に立つ。また、電気が使用可能ならば、電気ポットの利用を考える。

- ⑤ 口腔内人工歯排列：臼歯部の人工歯は、予め咬頭を落とし「無咬頭歯」にする。即時重合レジンで固めに練り、人工歯を口腔内にて仮着する。見にくい臼歯部から行うが、操作時間が短く不安な場合は、人工歯の前後にユーティリティーワックスで固定し、試適後に口腔外にて即時重合レジンで固定する。

上顎：総義歯、下顎：局部床義歯のような場合には、予め残存歯を目安に局部床義歯の人工歯排列を行う。この時点でワイヤークラスプを付与する。時間がない場合や上下顎：総義歯のような場合では、予め上顎臼歯部の排列を平均的に行っておくこともある。

- ⑥即時重合レジンによる歯肉形成：義歯の研磨面形態を整えるため、口腔外にて緩めに練った即時重合レジンを盛り細部は筆積み法で行う。
- ⑦形態修正・研磨：カーバイトバーで形態修正し、ピックポイントで研磨する。
- ⑧ティッシュコンディショニング：各種ティッシュコンディショナーにて行う。
気温が低い場合には、上下顎同時にティッシュコンディショニングできる。
- ⑨有床義歯の指導：2～3時間は食事をせず、義歯をはずさないように指導する。あくまでも暫間義歯なので、長時間使用できない旨を伝え、生活が安定してきたら、歯科診療所にて最終義歯を作るように指導する。

3 歯科保健医療ニーズの把握方法

災害時の歯科医療救護活動については、歯科医療救護所において患者を待っているだけではなく、積極的に避難所を廻り、歯科における潜在的なニーズを調べることが重要である。

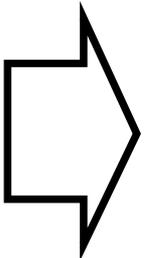
多くの被災者は、災害による大きな精神的負担の中で、歯や入れ歯のことにまで十分気がまわらなかつたり遠慮して我慢しているうちに、さらに健康状態を悪化させてしまう場合も少なくないからである。

ただし、この場合、避難所は被災住民にとっては生活の場であることを十分に認識し、被災者の心理状態を配慮した接し方を心掛ける必要がある。いきなり、「歯」のことを聞くのではなく、「食」の話から入ったりすると、「入れ歯の調子が悪い」などの言葉が率直に出てきて、潜在的なニーズが把握できる場合がある。

なお、避難所においては、医療救護班及び保健師班などにより被災住民への健康相談等を実施しているので、健康状態のスクリーニングの際に、例えば下記の項目を追加するなどして、緊密な連携のもとにニーズを把握すると、より効果的である。

また、避難所が学校の場合には、学校歯科医が巡回相談等を行っている場合もあり、連携をとって進める必要がある。

問診項目と対応例

<p>①：口内炎がありますか？ ・はい ・いいえ</p> <p>②：むし歯や歯周病で歯が痛みますか？ ・はい ・いいえ 「はい」の場合、それはどちらですか？ ・むし歯 ・歯周病</p> <p>③：食欲はありますか？ ・はい ・いいえ 「いいえ」の場合、どうしてですか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まだ食べる気にならない → 精神的な問題 → メンタルケア等へ ・体調が悪く食べる気にならない → ハイリスク患者 → 要医療(医師の受診等) ・入れ歯がないので食べられない → 歯科医師 ・歯が痛いので食べられない → 歯科医師 		<p>口内炎や歯周炎の急発は、全身の抵抗力が減退し、ハイリスクになる可能性のある要観察者であることを暗示しています。</p>
--	---	--

歯科医師による個人識別の重要性は、小規模事件・災害は勿論のこと多数の死傷者をと
もなう事故・事件や災害が発生した場合、遺体の身元確認（個人識別）をする際の最後の
手段となることである。私達はいつ発生するか予測ができない事態に対して常日頃から心
の準備と身元確認活動の手順を十分理解しておかなければならない。

1 検死業務の心得

1. 常に自分の任務を的確に把握し、冷静沈着な行動をとること。
2. 現場における分担・連携などの確認方法を事前に打ち合わせておくこと。
3. 検死に使用する資機材の点検・整備を確実に実施すること。
4. 不用意な言動、行動によって住民、関係者等に誤解、迷惑をかけることのないように
十分配慮すること。
5. 死者に対して、深いいたわりと同情をもち、礼を失しないこと。
6. 常に冷静な気持ちを保ち、誤認や誤記をしないこと。
7. 知識を磨き、経験を積み、判断を誤らないこと。
8. 他人の言動、行動に惑わされず信念をもってあたること。
9. 早まった結論を口にしないこと。（後に否定は難しい）
10. 守秘義務を厳守すること。
11. 報道関係者に対しては、担当責任者が対応すること。

2 身元確認における活動内容

1. 検死時の留意事項

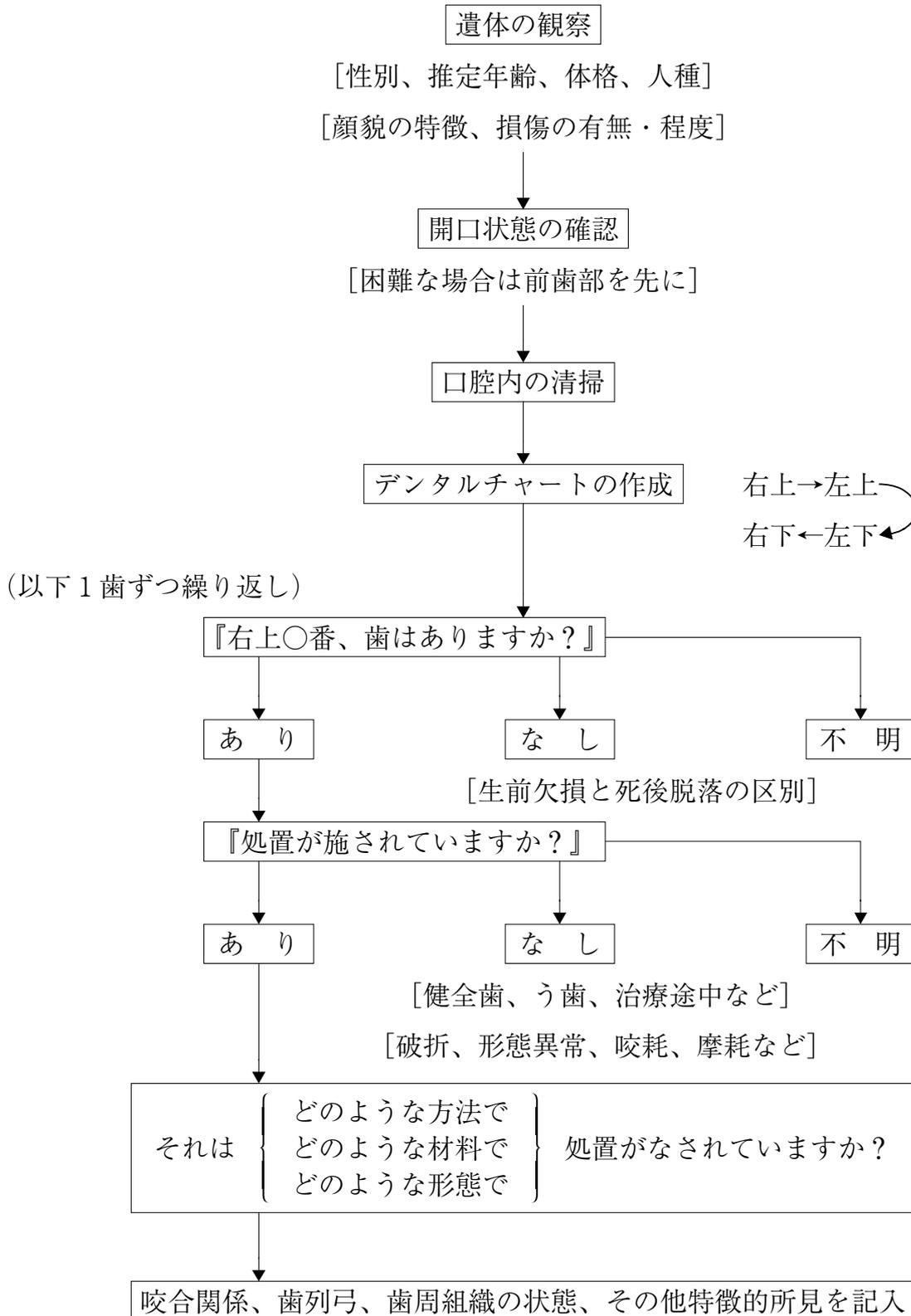
- ①検死の前後には遺体に合掌し、礼を失することのないようにする。
- ②歯科医師2名によるダブルチェックシステム（検査者と記録者を交代する）を採用す
る。但し責任主体を明確にしておく。
- ③検査の手順や歯科所見の読み上げ方を事前に打ち合わせる。
- ④自然光や照明器具による十分な採光のもとに行う。
- ⑤検査者は感染防止のため、必ずゴム手袋を着用する。
（ゴム手袋は手術用のものと炊事用のものを用意する。）
- ⑥記録者は、原則としてゴム手袋を着用しない。
- ⑦刑法190条死体損壊罪にあたるので、開口不能でも口角部等の切開を行わない。無理
な開口による歯や顎骨の死後損傷にも注意が必要である。
- ⑧口腔内が汚れている遺体は歯ブラシ等で清掃してから検査を行う。
- ⑨疑わしい場合は断定せず、ありのままを記載する。推定の場合はその旨を記録し、そ
の理由を記載する。
- ⑩歯冠色の材料による充填や修復には注意する。
- ⑪全ての歯の所見欄に空欄がないようにする。不明の場合は「不明」とする。
- ⑫検査対象を掛け持ちせず、1体1体個別に実施して、他の遺体の歯科所見と混同しな

いように注意する。

⑬脱落の恐れのある歯等については防止措置をとる。

⑭特徴的な所見や、治療した地域、歯科診療所、歯科技工所等が推測できる所見を得た場合は、その旨を明記する。場合によっては、速やかに警察に報告する。

2. 検死の具体的手順



3. 写真撮影

遺体の口腔内写真は、直接遺体を見ていない歯科医師でも、硬組織、軟組織ともにその色調、形、大きさ、処置内容等がある程度把握することができる。また、担当歯科医師が肉眼的な観察によって得た内容を裏付けることができ、事後処置に有益である。

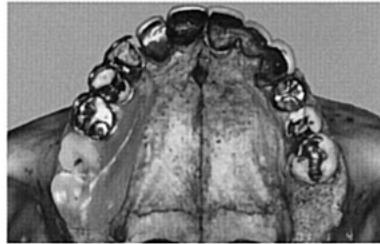
①撮影装置

本協力医会には、メディカル用とポラロイド用の2台が備えられている。

②撮影部

ア) 上下顎歯列正面観、左右側側面観、咬合面観

閉口時の正面1枚、左右側側面各1枚、上顎歯列咬合面1枚、下顎歯列咬合面1枚の計5枚が基本となり、その他特徴ある所見を撮影する。



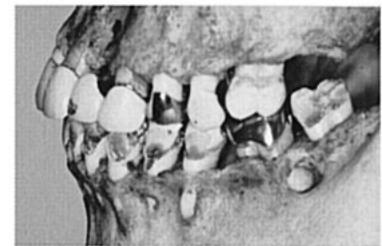
上顎歯列咬合面観



右側側面観



正面観



左側側面観



下顎歯列咬合面観

イ) 部分遺体（脱落歯、骨片等）

離断された状態では情報量も少なくなってくるため、脱落歯において唇側、舌側、近心、遠心、咬合（切端）の各面、骨片においては骨折面の写真が必要である。

ウ) 離脱補綴物・修復物

手作りの歯科補綴物だからこそ知り得る特性を、身元確認に有効に活用するために記録として残す。その際、採取した場所、日時等も明確に記録する必要がある。

エ) その他

災害現場、身元確認作業現場風景などを写真撮影することも必要であるが、撮影に際しては、撮影担当者を決めると共に、必ず現場責任者の了解を得てから行う。

4. エックス写真撮影

歯根の形態、根管充填の状態、埋伏歯の有無等、肉眼所見では得られない数多くの身元確認の決め手になる情報を提供する。

①撮影装置

携帯用 X 線装置 (例) Handy Ray KX-60 (朝日レントゲン工業 KK 製)

②撮影手順

ア) 記録用紙に遺体番号とフィルム通し番号を記載

イ) フィルムの位置決め: ミラー、ガーゼ、手指等で固定。必防護用エプロン

ウ) 撮影: 照射時間は0.6~0.8秒、全顎撮影の場合10~14枚法で行う。

エ) 一遺体撮影終了後、まとめて現像処置を行う。

3 デンタルチャート記載時の基本原則

1. 歯科所見の名称 (略号を含む)

特に処置内容の記入に際し、現場では時間的な制約もあり () 内の略号を使用してもかまわないが、最終報告書にはできるだけ統一された標準用語に置き換えて使用する。

〈歯の状態〉

○形態

- | | | |
|--|------|------------|
| ・健全歯 (N) | ・巨大歯 | ・エナメル質形成不全 |
| ・C ₁ C ₂ C ₃ C ₄ | ・矮小歯 | ・歯牙破折 |
| ・咬耗 | ・円錐歯 | ・斑状歯 |
| ・磨耗 | ・癒合歯 | ・過剰歯 |
| ・楔状欠損 (WSD) | ・癒着歯 | |
| ・結節 (切歯・中心・カラベリー・臼傍・臼後) | | |

○位置

- | | | |
|-----|-----|--------------|
| ・捻転 | ・傾斜 | ・埋伏(水平・完全・半) |
| ・転位 | ・叢生 | ・歯間離開 |

○処置

- | | |
|---|--|
| ・歯冠修復
充填
アマルガム充填 (AF)
セメント充填 (CF)
レジン充填 (RF)
グラスアイオノマー充填 (GCF)
予防填塞 (シーラント)
インレー (In)
3 / 4 冠 (3 / 4 CK)
4 / 5 冠 (4 / 5 CK)
全部鑄造冠 (FCK) | ・欠損
生前欠損
死後脱落
ブリッジ (Br)
ポンティック (P)
・有床義歯
全部床義歯 (FD)
局部床義歯 (PD)
人工歯
レジン歯 (Re)
陶歯 (Po) |
|---|--|

帯環金属冠
 嚼面圧印冠 (MK)
 嚼面充実冠 (PK)
 嚼面鑄造冠 (CCK)
 開面金冠
ジャケット冠 (JK)

前装鑄造冠 (前装 CK)
金属焼付陶材冠 (MB)
支台築造
継続歯 (SK)
暫間被覆冠 (Tek)
連結歯
コーヌス冠

金属歯 (M)
維持・連結装置
鑄造鉤 (CCL)
線鉤 (WCL)
バー
補強線
フック
スパー
アタッチメント
レジン床義歯
金属床義歯
・インプラント
 スクリュータイプ
 ブレードタイプ
 シリンダータイプ

●色調

金色
銀色
歯牙色
黒色

●根充処置歯 (RCF)

●部位

咬合面 (O)
唇 (頬) 側面 (B)
口蓋面 (P)
舌側面 (L)
近心面 (M)
遠心面 (D)

〈歯列咬合の状態〉

○形態

- ・狭窄歯列弓
- ・V字歯列弓
- ・鞍状歯列弓
- ・空隙歯列弓

○咬合関係

- ・開咬
- ・切端咬合
- ・反対咬合
- ・過蓋咬合
- ・交叉咬合
- ・上顎前突
- ・下顎前突
- ・上下顎前突

〈軟組織の状態〉

- ・歯肉退縮
- ・歯肉肥厚
- ・色素沈着
- ・口唇裂
- ・手術痕

〈その他〉

- ・歯根嚢胞
- ・外歯瘻・内歯瘻
- ・脱落
- ・口蓋裂
- ・暫間固定 (Tfix)
- ・骨折
- ・骨隆起
- ・歯石沈着
- ・ピンク歯
- ・変色歯
- ・矯正装置
- ・唇側矯正装置
- ・舌側矯正装置
- ・床矯正装置

2. デンタルチャート記載時の基本原則

※すべての歯牙について記載する。

(1) 残存歯および欠損

・描写：残存歯→実線で描く。

X線写真により歯根外形が判明した場合歯根も実線で描く。

欠 損→×印

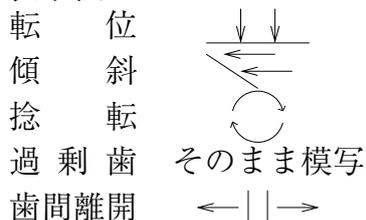
・説明：健全歯、欠損、脱落

生前欠損か死後脱落かの区別を明確にすること。不明の場合はその旨を記載する。

(2) 歯の位置異常および過剰歯

・描 写：原則的にはそのまま模写して表す。

別の表示法



(3) う蝕

・描写：歯牙欠損部は実線でそのまま模写する。又はう蝕部位を実線で囲み、黒く塗りつぶす。

説明：C₁、C₂、C₃、C₄

(4) 歯冠修復

・描写：アマルガム、金属→黒く塗りつぶす。

歯冠色充填物、歯冠色部分（被覆冠、継続歯、ブリッチ等）

→点で示す。

・説明：歯冠修復物の種類（充填物は修復歯面を記載、色、材料）

〈材料〉G：金合金 Pd：金銀パラジウム合金 Si：銀合金

Pt：白金加金合金 NiCr：ニッケルクローム合金

*材料の特定が不能な場合は記載しない。

(5) 有床義歯

・描写：床 外 形→実線で描く。

レジン床部分→斜線

人 工 歯→歯の輪郭は実線、歯冠色人工歯は点、金属人工歯は黒で示す。

金 属 部 分→黒く塗りつぶす。

・説明：補綴部位を括弧で示し、「欠損」とする。

クラスプは線鉤（WCL）、鑄造鉤（CCL）の別を記載

歯冠色人工歯の種類が判明すれば、レジン歯（Re）、陶歯（Po）と示す。

*金属補綴物に架かるクラスプやアタッチメントはいずれも黒で塗りつぶすことから、外形がわかりにくくなる。そこで補綴物との境界に一層空白域を設けて記入する。

(6) 仮封材

・描写：網目で示す。

・説明：仮封材と示し、色を記載する。

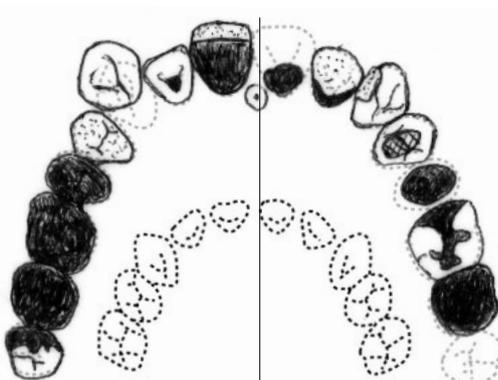
- (7) 根充処置歯
- ・描写：X線写真像を模写する。
 - ・説明：根充処置歯（RCF）と示す。
- (8) インプラント
- ・金属部分は黒く塗りつぶす。種類が判明すれば記入し、上部構造も記入する。
- (9) 骨折、歯牙破折
- ・描写：骨折部を \curvearrowright で示す。
歯牙破折は実線でそのまま描写。
 - ・説明：死後の歯牙破折と判断できる場合は記載。
- (10) 摩耗、咬耗
- ・描写：欠損部として実線で描写してもよい。
咬耗は \square に書き込まない。
 - ・説明：咬耗（度数を書いてもよい）
- (11) 一般所見
1. 体の識別特徴：
 - ①顔 貌：丸顔など
 - ②身体特徴：身長、体重、肥満度、人種、目の色、傷跡、欠如部、入墨、あざ、ホクロ、まゆ、体毛など
 - ③手指：指紋、爪の形態、マニキュアなど
 - ④毛髪：色、パーマ、長さなど
 - ⑤病歴：手術痕、病気の有無など
 - ⑥性別、血液型、年齢

※注 意：性別は外見の検査、その他で決定された場合に記載。
血液型は血液型検査の後、決定後に記載。
年齢は咬耗、歯肉の退縮、歯牙の萌出、歯根の完成度（X線検査）等から推測し、判断できる場合は記載。
幼年、若年、中年、老年と書き、正確な数字は書かない。
 2. 衣服、装飾品：上着（氏名の刺繍、メーカー）、下着（メーカー）、宝石、指輪など
 3. 持ち物：定期、身分証明書、免許証、搭乗券（切符）、各種カード、金、その他
- (12) 顎顔面領域の外表面所見
- ・部位（変色および損傷の部位）
 - ・大きさ（広がり）（ ）mm×（ ）mm
線状のものであれば長さ（ ）mm
 - ・表皮の剥離の有無
 - ・創部の状態（ ）mm×（ ）mm
鋭利な成傷器か鈍器によるか
 - ・外表所見と歯牙・骨との関係
- (13) 口腔所見
- 前歯部の極端な特徴は書いておく。
咬合状態、歯石の有無等。

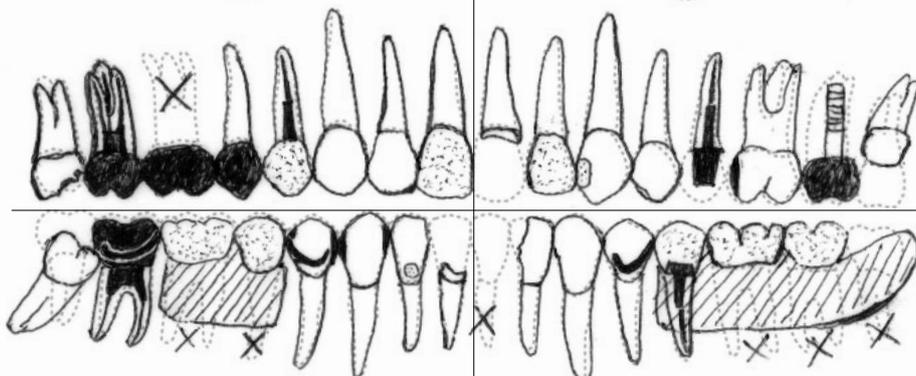
3. デンタルチャート記載例

～ 死 後 記 録 ～

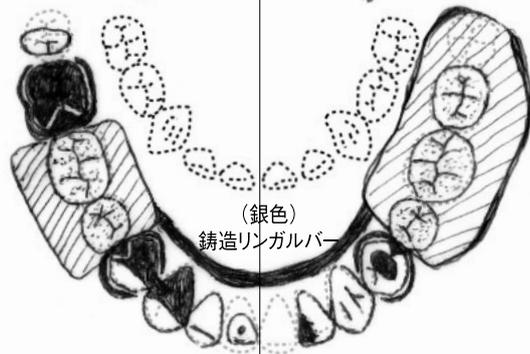
- 1**
- レジン前装冠(銀色) 1
 - アマルガム充填(銀色、P) 2
 - 健全歯 唇側転位歯 3
 - レジンジャケット冠(白色、根充) 4
 - ブリッジ { 全部鑄造冠(銀色) 5
 - { 欠損(ポンティック、銀色) 6
 - { 全部鑄造冠(銀色、根充) 7
 - C₂ 8



- 2**
- 過剰歯
 - 1 炭化焼失(黒色)
 - 2 金属焼付陶材冠(白色)
 - 3 レジン充填(BMP、白色)
 - 4 仮封材(白色)
 - 5 支台築造(銀色、根充)
 - 6 インレー(MO、銀色)
 - 7 鑄造冠(金色)、インプラント(スクリュー)
 - 8 埋伏歯



- 半埋伏歯 8
- 鑄造鉤 全部鑄造冠(銀色、根充) 7
- 義歯 { 欠損(レジン歯) 6
- { 欠損(レジン歯) 5
- 鑄造鉤 4/5鑄造冠(銀色) 連 4
- 3/4鑄造冠(金色) 結 3
- レジン充填(B、白色) 2
- 歯牙破折 1



- 8 欠損
- 7 { 欠損(レジン歯)
- 6 義歯 { 欠損(レジン歯)
- 5 { 根面板(銀色、根充)(レジン歯)
- 4 C₃ 根管治療中、鑄造鉤
- 3 健全歯
- 2 C₂
- 1 欠損(死後脱落)

4

3

歯科所見の略号

健全歯	N	ジャケット冠	JK	鑄造鉤	CCL
アマルガム充填	AF	ブリッジ	Br	線鉤	WCL
レジン充填	RF	ポンティック	P	前装鑄造冠	前装CK
インレー	In	全部床義歯	FD	金属焼付陶材冠	MB
3/4冠	3/4CK	局部床義歯	PD	根管充填	RCF
4/5冠	4/5CK	レジン歯	Re		
全部鑄造冠	FCK	陶歯	Po		
		金属歯	M		

避難所救護センター等制約された場所での歯科医療救護活動となるので、資機材・薬品についても必要最小限のものとなる。また、被災直後からの時間経過とともに歯科医療ニーズが変化し、処置内容が異なってくるので当然使用する器材・材料も異なってくる。必要な資機材や薬品は以下のとおりである。

1 災害時医療救護用資機材

1. 診療機器

往診用（在宅診療用）ユニット、歯科用ポータブルユニット（タービン付き）、エックス線撮影装置（ポータブル）、バキューム（代用品）、自動高圧蒸気滅菌器、携帯用簡易診療用椅子、照明装置、技工用電気エンジン、技工用バキューム

2. 診療基本用具

歯科用ピンセット、ミラー、探針、エクスカベーター、ストッパー（丸）

3. 口腔外科関係

局麻用カートリッジ、局麻針、抜歯鉗子、ヘーベル、鋭匙、メスホルダー、替刃メス No.11、No.15、ハサミ（外科用、歯肉）、持針器、縫合針、縫合糸、有鉤ピンセット、コッヘル、ペアン、膿盆、聴診器、血圧計、体温計

4. 歯科治療関係

各種バー類（エアタービン用、エンジン用）、リーマー&ファイル、ブローチ、クレンザー、ブローチホルダー、ルートキャナルシリンジ、紙練板、仮封剤、スパチュラ

5. 補綴用物品

エバンス石膏刀、普通石膏、ラバーボール、石膏用スパチュラ、ワセリン、各種印象用トレイ、印象用スパチュラ、アルギン酸印象材、小筆、ラバーカップ、咬合紙、瞬間接着剤、コバルトクラスプワイヤー、トレイレジン、裏装用レジン、即時重合レジン、ユーティリティーワックス、人工歯

6. 消耗品、衛生材料

ガーゼ、ワッテ、紙コップ、ウェットティッシュ、タオルペーパー、ティッシュペーパー、マスク、ゴム手袋、絆創膏、包帯

7. 懐中電灯、電池、カメラ、カルテ（災害診療用等）

2 歯科用薬品と投薬剤

1. 歯科用薬品

- ①表面麻酔剤：歯科用キシロカインスプレーなど
- ②局所麻酔剤：歯科用キシロカインカートリッジ、歯科用シタネスト - オクタプレシンカートリッジなど
- ③消毒剤：消毒用エタノール、アクリノール、生理的食塩水、オキシドール
- ④根管鎮痛消毒剤：FC、クレオドン、フェノール・カンフルなど
- ⑤歯髄鎮静剤：ユージノールセメント、ネオダインなど
- ⑥歯周療法剤：ペリオクリン、ヒノポロン、ヨードグリセリンなど
- ⑦止血用製剤：スポンゼル、デントゼルなど
- ⑧歯肉包填剤：サージカルパックなど
- ⑨合着用セメント：グラスアイオノマーセメントなど

2. 投薬剤

- ①抗生物質：クラリス、オラセフなど
- ②消炎鎮痛剤：ロキソニン、ポンタール、ボルタレンなど
- ③解熱鎮痛剤：セデスGなど
- ④口腔用軟膏：ケナログ、デキサルチン軟膏など
- ⑤洗口剤：アズノール・ガーグル、イソジンガーグルなど

3 身元確認活動に必要な資機材とその調達

項 目	内 容	必 要 数			道歯管理 在 庫 数	調 達 法 と 数 量
		遺体数：20体以内 協力医数：20人	遺体数：20～50体 協力医数：50人	遺体数：50～100体 協力医数：100人		
1. 歯科医師の 服装・装備品	1) 白衣	各自準備	各自準備	各自準備	LL4・L4	
	2) 長靴	〃	〃	〃	—	
	3) 腕章	20	50	100	96	
	4) ネーム・プレート	20	50	100	100	
	5) 診療用ゴム手袋(使い捨て)	M40双	M100双	M200双	M 1 箱50	道歯企画
	6) 診療用マスク(使い捨て)	40	100	200	1 箱50	〃
	7) 軍手	各自準備	各自準備	各自準備	20双	事務局
	8) ゴム手袋	20双	50双	100双	20双	〃
	9) 防臭マスク	20個	50個	100個	10個	協同組合
2. 事務用品	1) デンタルチャート用紙(複写紙)	40部	100部	200部	1,000部	
	2) 筆記用具					
	①黒鉛筆	10本	25本	50本	—	事務局
	②青・赤鉛筆	各10本	各25本	各50本	—	〃
	③ボールペン	10本	25本	50本	—	〃
	④サインペン	10本	25本	50本	—	〃
	⑤マジックインキ	2本	2本	2本	—	〃
	3) ホチキス	2個	2個	2個	—	〃
	4) クリップ	2箱	2箱	2箱	—	〃
	5) 定規	2個	2個	2個	—	〃
	6) 穴あけパンチ	2個	2個	2個	—	〃
	7) メモ用紙(道歯会罫紙)	5冊	5冊	5冊	—	〃
	8) はさみ	2個	2個	2個	—	〃
	9) 台紙(筆記用ボード)	10個	25個	50個	20個	〃
10) ファイル(デンタルチャート用)	2冊	3冊	4冊	5冊	〃	

(道歯管理在庫数は平成17年12月現在)

北海道歯科用品商協同組合

理事長：三浦政雄 〒062-0902 札幌市豊平区豊平2条11丁目

(有)北央デンタル商会 TEL011-812-3330

専務理事：石田誠 〒065-0027 札幌市東区北27条東13丁目

(株)石田歯科機械店札幌営業所 TEL 011-742-2322

項 目	内 容	必 要 数			道歯管理 在 庫 数	調 達 法 と 数 量	
		遺体数：20体以内 協力医数：20人	遺体数：20～50体 協力医数：50人	遺体数：50～100体 協力医数：100人			
3. 消耗品類	1) ペーパータオル	200枚	200枚	200枚	200枚	協同組合	
	2) ガーゼ	3袋	5袋	5袋	1袋	〃	
	3) 綿花	1袋	1袋	2袋	1袋	〃	
	4) ロール綿	1箱	1箱	2箱	1箱	〃	
	5) 歯ブラシ	20本	50本	100本	20本	〃	
	6) タオル	20枚	50枚	100枚	50枚	事務局	
	7) 薬用石鹸	2個	2個	3個	5個	協同組合	
	8) 薬液(消毒用エタノール)	2本	2本	3本	2本	〃	
	9) 薬液(ヒビテン)	2本	2本	3本	2本	〃	
	10) 洗浄液(液体石鹸)	2本	2本	3本	2本	〃	
	11) ビニール袋	20枚	20枚	30枚	20枚	事務局	
	12) ティッシュペーパー	5箱	5箱	10箱	5箱	〃	
	13) 洗浄液用ポリバケツ	3個	3個	3個	3個	〃	
4. 診査器具	基本セット	1) ミラー(2本で1組)	40本	100本	200本	40本	協同組合
		2) ピンセット	20本	50本	100本	20本	〃
		3) 探針	20本	50本	100本	27本	〃
		4) ステンレス・バット	20枚	50枚	100枚	13枚	〃
		5) 懐中電灯	10個	25個	50個	2個	事務局
		6) 開口器(ステンレス製)	10個	10個	10個	2個	協同組合
		7) 自家製開口器(3本で1組)	20組	50組	50組	10組	事務局
		8) デンタル・タオル	20枚	50枚	100枚	—	協同組合
		9) 外科用ハサミ	2本	2本	2本	—	〃
		10) クレンザー(ホルダー付)	10本	10本	10本	—	〃
		11) ニッパー	1個	1個	1個	—	〃
		12) ノギス	1個	1個	1個	—	〃
		13) シェード・ガイド	1個	1個	1個	—	〃
		14) 在宅診療用ユニット一式	(1組)	(1組)	(1組)	—	〃(郡市会)
		15) 薬液用バット	4個	4個	4個	2個	〃

項目	内 容	必 要 数			道歯管理 在 庫 数	調 達 法 と 数 量
		遺体数：20体以内 協力医数：20人	遺体数：20～50体 協力医数：50人	遺体数：50～100体 協力医数：100人		
5. レントゲン 機械・器具	1) X-Ray 撮影装置(デンタル用)	1組	1組	1組	—	道 警
	2) X-Ray フィルム(デンタル用)	100枚	100枚	200枚	—	協同組合
	3) X-Ray 現像セット(手現用)					
	①現像液	1組	1組	1組	—	〃
	②定着液					
	4) X-Ray フィルム・現像セット (インスタント用)	1組	1組	2組	—	〃
	5) X-Ray 防護用エプロン	1枚	1枚	1枚	—	〃
	6) フィルム乾燥用具(ハンガー)	10個	10個	20個	10個	〃
	(ひも/洗濯ばさみ)	5本/20個	5本/50個	5本/50個	5本/50個	事 務 局
	7) 番号をつけるための粘着紙・荷札	50枚	50枚	100枚	50枚	〃
	8) 延長コード	2本	2本	2本	2本	〃
	9) ディスポーザブル・メス(No15)	2本	2本	4本	40本	協同組合
10) フィルム・マウント	20枚	50枚	100枚	14枚	〃	
6. 印象採得用 器具・材料	1) 各種印象用トレー一式	1組	1組	1組	—	〃
	2) ラバーボール	1個	1個	2個	—	〃
	3) スパチュラ(アルギン酸用)	1本	1本	2本	—	〃
	4) 印象材(アルギン酸)	1缶	1缶	1缶	—	〃
	5) 石膏	2袋	2袋	2袋	—	〃
	6) バイブレーター	1台	1台	1台	—	〃
	7) ユーティリティ・ワックス	1箱	1箱	1箱	—	〃
7. 写真撮影機	1) デンタル用	1台	1台	1台	1台	事 務 局
	2) デンタル用フィルム	3本	3本	3本	3本	〃
	3) ポラロイド用	1台	1台	1台	1台	〃
	4) ポラロイド用フィルム	3本	3本	3本	3本	〃
	5) シャーカステン	1台	1台	1台	1台	〃
8. 輸送	キャリングケース	1台	2台	2台	2台	〃

1 災害対策基本法（抜粋）

災害対策基本法は、これまでの防災体制の不備、欠陥を是正し、災害対策全体の体系化を図り、総合性、計画性を与えることを目的として、昭和36年制定されている。

その後幾多の改正がはかられ、法体系として整備が進み現在に至っている。

平成7年1月の「阪神・淡路大震災」を契機に防災体制全体の見直しの必要性が指摘され、自然災害に対応した国、地方公共団体等による防災体制のあり方について検討する一方、緊急を要する事項については平行して見直しをすることとなった。

平成7年6月及び12月の改正は「阪神・淡路大震災」の経験をふまえたものであり、防災体制全般の見直しの総括的な意味を持ち、昭和36年の制定以来の大改正となった。

◎災害対策基本法の主たる内容は次の通りである。

1. 防災行政責任の明確化

防災活動を災害予防、災害応急対策及び災害復旧に分け、それぞれ国、都道府県、市町村、指定公共機関等の権限と責任を明らかにしている。

2. 総合的防災行政の推進

防災活動の組織化、計画化を図るための総合調整機関としての中央防災会議、都道府県防災会議、市町村防災会議の設置が規定され、さらに災害が発生した際の災害対策本部の制度を設けている。

3. 計画的防災行政の推進

中央防災会議、都道府県防災会議、市町村防災会議はそれぞれの立場から防災計画を作成し、防災に関する総合的かつ長期的な計画を定めることとされている。

4. 激甚災害等に対する財政援助

激甚災害については、災害復旧を行う地方公共団体に対する国の特別の財政援助、被災者に対する助成等を行うこととしている。

5. 災害緊急事態に対する措置

国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な災害が発生した場合の内閣の必要な措置について定められている。

以下関係箇所は下記のとおりである。

（目的）

第1条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

- 6 指定公共機関 港湾法（昭和25年法律第218号）第4条第1項の法務局土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第1項の土地改良区その他の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)

第6条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その責務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

- 2 指定の公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

(都道府県防災会議の組織)

第15条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、当該都道府県の知事をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - 1 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
 - 2 当該都道府県の警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
 - 3 当該都道府県の教育委員会の教育長
 - 4 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長
 - 5 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者
 - 6 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
 - 7 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者

(防災に関する組織の整備義務)

第47条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下この章において「災害予防責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、その所掌事務又は業務について、災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、防災業務計画又は地域防災計画を的確にかつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するとともに、防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めなければならない。

(防災訓練義務)

第48条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、**防災訓練を行わなければならない。**

- 2 都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要と認めるときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。
- 3 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業員は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第1項の防災訓練に参加しなければならない。
- 4 災害予防責任者は、第1項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係ある公私の団体に協力を求めることができる。

(指定公共機関等の応急措置)

第80条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、**その所掌業務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な措置を講じなければならない。**

- 2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌業務に係る応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

4. 事故報告書 第4号様式

第4号様式

事 故 報 告 書

平成 年 月 日から同 年 月 日までにおけ

傷 病

災害時の歯科医療救護活動において、別紙のとおり事故 者

死 亡

が発生したので報告します。

平成 年 月 日

北海道知事 様

㊟

別紙 事故傷病・死亡者概要

別紙

傷 病
事 故 者 概 要
死 亡

氏 名		性 別	男・女	年 齢	歳
住 所					
職 種	勤務先		救護班名		
傷病名		程 度	重傷・中等症・軽症		
外来・入院(月日)		医療機関名			
受傷(発病)日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
受傷(発病)場所					
死 亡 原 因					
死 亡 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分				
死 亡 場 所					
受 死 傷 発 病 亡 時 の 状 況					

5. 費用弁償請求書 第5号様式

第5号様式

費 用 弁 償 請 求 書

平成 年 月 日

北海道知事 様

住 所
氏 名

次の金額を請求します。

金 額 円

ただし、平成 年 月 日から平成 年 月 日ま

における災害時の歯科医療救護活動に対する費用弁償額

(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

6. 扶助金支給申請書 第6号様式

第6号様式

扶 助 金 支 給 申 請 書

平成 年 月 日

北海道知事 様

住 所
氏 名 ㊟

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書第9条第3号の規定による扶助金を支給されたく、別紙関係書類を添えて申請します。

負傷・疾病 又は死亡し た者の状況	氏名		性別	男・女	生年月日	
	住所					
た者の状況	職種	勤務先		所属医療機関名		
	傷病名		発症(発病)年月日			
	死亡原因		死亡年月日			
障害級別	重傷認定年月日			発症年月日		
休業日数	年 月 日から 年 月 日まで 日間			休業期間における要養上の収入の有無		
扶助金支給基礎額	北海道災害時の歯科医療救護活動に関する協定書第9条第3号第2項第()号該当					
扶助金支給申請額						
備考						

8. 照合結果報告書

照合結果報告書	
遺体番号	
遺体番号の死後記録と該当者の歯科所見による生前記録を照合した結果は以下の通りである。	
(1) 生前所見 資料提供者： _____ 歯科医師	
<small>カルテ、エックス線写真(デンタル・パノラマ)、歯科技工指示書、その他 ()</small>	
(上)	
8 7 6 5 4 3 2 1	1 2 3 4 5 6 7 8
E D C B A	A B C D E
(右) _____ (左)	_____
E D C B A	A B C D E
8 7 6 5 4 3 2 1	1 2 3 4 5 6 7 8
(下)	
(2) 死後所見	
判定	上
判定	判定
(上)	
8 7 6 5 4 3 2 1	1 2 3 4 5 6 7 8
E D C B A	A B C D E
(右) _____ (左)	_____
E D C B A	A B C D E
8 7 6 5 4 3 2 1	1 2 3 4 5 6 7 8
(下)	
判定	判定
(3) 照合結果	
○印 一致する 箇所 _____	特記事項 _____
△印 矛盾しない 箇所 _____	
×印 一致しない 箇所 _____	
-印 判定不能 箇所 _____	
(4) 結論	

年 月 日	
検査歯科医師 住所 _____	
氏名 _____ ㊟	
社団法人 日本歯科医師会	

9. 鑑定書・鑑定報告書

鑑定物件	資料1 平成〇年〇月〇日、〇〇市〇〇57〇番地、〇〇〇排水機場西方向約1、2%地点〇〇〇右岸において発見された男性死体の歯。
	資料2 平成〇年〇月〇日、〇〇市 〇〇〇〇〇〇〇〇の歯科診療録(歯型)。
鑑定事項	資料1と資料2は、同一人の歯牙か否か。

鑑定結果	資料1と資料2を対照した結果、同一人と判定された。 〔その理由〕 〇〇〇〇〇〇〇〇の「スタディモデル」と「スタディモデル」の治療痕形状の所見が一致する。
平成 年 月 日	
鑑定人 医師 印	

鑑 定 報 告 書	
鑑定日時	平成 年 月 日
鑑定場所	
鑑定物件名	
上記のとおり鑑定したので報告いたします。	
平成 年 月 日	
住所 _____	
氏名 _____ ㊟	
上記の鑑定事実相違ないことを証明する。	
平成 年 月 日	

3 関係機関・団体連絡先一覧〈平成17年10月11日現在〉

1 北海道

名称	所在地	電話番号	FAX番号
総務部 防災消防課	札幌市中央区北3条西6丁目	(011)231-4111	231-4314

2 市町村

(石狩支庁)

名称	所在地	電話番号	FAX番号
札幌市	札幌市中央区南4条西10丁目	(011)215-2090 消防局防災課	261-1923
江別市	江別市高砂町6番地	(011)382-4141 総務課	381-1070
千歳市	千歳市東雲町2丁目34	(0123)24-3131 渉外防災課	22-8852
恵庭市	恵庭市京町1	(0123)33-3131 公安課	33-3102
石狩市	石狩市花川北6条1丁目30番地2	(0133)72-3111 総務部	75-2275
北広島市	北広島市中央4丁目2-1	(011)372-3311 総務課	373-2903
当別町	当別町白樺町58番地9	(0133)23-2330 総務課	23-3206
新篠津村	新篠津村第47線北13番地	(0126)57-2111 総務課	57-2226

(渡島支庁)

名称	所在地	電話番号	FAX番号
函館市	函館市東雲町4番13号	(0138)21-3648 総務課	27-6489
松前町	松前町字福山248	(01394)2-2275 総務企画課	2-4800
福島町	福島町字福島820	(01394)7-3001 総務課	7-4504
知内町	知内町字重内21の1	(01392)5-6161 総務課	5-7166
木古内町	木古内町字本町218	(01392)2-3131 総務課	2-4442
上磯町	上磯町中央1の3の10	(0138)73-3111 総務課	73-6970
大野町	大野町本町175	(0138)77-8811 企画商工課	77-9825
七飯町	七飯町字本町568の3	(0138)66-2054 総務課	65-9280
鹿部町	鹿部町字宮浜299	(01372)7-2111 防災対策室	7-3086
森町	森町字御幸町144の1	(01374)2-2181 防災消防対策室	2-3244
八雲町	八雲町住初町138	(01376)2-2111 総務課	2-2120
長万部町	長万部町字長万部453の1	(01377)2-2451 総務課	2-4884

(檜山支庁)

名称	所在地	電話番号	FAX番号
江差町	江差町字中歌町193-1	(01395)2-1020 生活環境交通課	2-0234
上ノ国町	上ノ国町字大留100	(01395)5-2311 生活環境交通課	5-2025
厚沢部町	厚沢部町新町207	(01396)4-3311 生活環境交通課	7-2815
乙部町	乙部町字緑町388	(01396)2-2311 生活環境交通課	2-2939
奥尻町	奥尻町字奥尻806	(01397)2-3111 企画振興課	2-3445
今金町	今金町字今金48の1	(01378)2-0111 企画調整課	2-3262
せたな町	瀬棚町字本町719	(01378)7-3311 総務課	7-2302

(後志支庁)

名称	所在地	電話番号	FAX番号
小樽市	小樽市花園2丁目12番1号	(0134)32-4111 総務部	25-1487
島牧村	島牧村字簸泊83-1	(0136)75-6211 総務課	75-6216
寿都町	寿都町字渡島町140番地1	(0136)62-2511 企画振興室	62-3431
黒松内町	黒松内町字黒松内302番地1	(0136)72-3311 総務課	72-3316
蘭越町	蘭越町蘭越町258の5	(0136)57-5111 地域政策室	57-5883
ニセコ町	ニセコ町字富士見47番地	(0136)44-2121 総務課	44-3500
真狩村	真狩村字真狩118	(0136)45-2121 総務課	45-3162
留寿都村	留寿都村留寿都175	(0136)46-3131 企画課	46-3545
喜茂別町	喜茂別町字喜茂別123	(0136)33-2211 総務課	33-3577
京極町	京極町字京極527	(0136)42-2111 総務課	42-3155
倶知安町	倶知安町北1条東3丁目3	(0136)22-1121 総務課	23-2044
共和町	共和町南幌似38番地2	(0135)73-2011 総務課	73-2288
岩内町	岩内町清住258	(0135)62-1011 総務課	62-3465
泊村	泊村大字泊村35-2	(0135)75-2877 企画振興課	75-3168
神恵内村	神恵内村大字神恵内村81	(0135)76-5011 総務課	76-5544
積丹町	積丹町大字美国町字船濶48の5	(0135)44-2111 総務課	44-2125
古平町	古平町大字浜町40番地4	(0135)42-2181 企画財政課	42-3583
仁木町	仁木町西町1丁目1番地	(0135)32-2511 企画課	32-2700
余市町	余市町朝日町26	(0135)21-2114 企画政策課	21-2144
赤井川村	赤井川村字赤井川74-2	(0135)34-6211 総務課	34-6644

(空知支庁)

名称	所在地	電話番号	FAX番号
夕張市	夕張市本町4丁目2番地	(0123)52-3131 庶務課	52-1054
岩見沢市	岩見沢市鶴ヶ丘1丁目1番1号	(0126)23-4111 庶務課	25-4925
美唄市	美唄市西3条南1丁目1番1号	(0126)62-3131 総務課	62-1088
芦別市	芦別市北1条東1丁目3番地	(0124)22-2111 総務課	22-9696
赤平市	赤平市泉町4丁目1番地	(0125)32-2211 総務課	32-5033
三笠市	三笠市若松町9番地	(01267)2-7777 消防本部生活安全センター	2-2578
滝川市	滝川市大町1丁目2番15号	(0125)23-1234 総務課	23-5775
砂川市	砂川市西6条北3丁目1番地1号	(0125)54-2121 総務課	54-2568
歌志内市	歌志内市字本町5番地	(0125)42-3211 総務課	42-4111
深川市	深川市2条17番17号	(0164)26-2228 総務課	22-8134
北村	北村字赤川593番地1	(0126)56-2001 総務課	55-3177
栗沢町	栗沢町東本町21番地	(0126)45-2411 総務課	45-2490
南幌町	南幌町栄町3丁目2番1号	(011)378-2121 総務課	378-2131
奈井江町	奈井江町字奈井江11番地	(0125)65-2111 総務課	65-2809
上砂川町	上砂川町字上砂川町40番地10	(0125)62-2011 総務企画課	62-3773
由仁町	由仁町新光200番地	(0123)83-2111 総務課	83-3020

長沼町	長沼町1738番地	(0123)88-2111 総務課	88-4836
栗山町	栗山町松風3丁目252番地	(0123)72-1111 総務部企画課	72-3179
月形町	月形町1219番地	(0126)53-2321 総務課	53-4373
浦臼町	浦臼町ウラウスナイ183番地の15	(0125)68-2111 総務課	68-2285
新十津川町	新十津川町中央301番地1	(0125)76-2131 建設課	76-2785
妹背牛町	妹背牛町字妹背牛5200番地	(0164)32-2411 総務課	32-2290
秩父別町	秩父別町4101番地	(0164)33-2111 総務課	33-3466
雨竜町	雨竜町字フシコウリウ104	(0125)77-2211 総務課	78-3122
北竜町	北竜町字和11番地1	(0164)34-2111 総務課	34-2117
沼田町	沼田町南1条3丁目6番53号	(0164)35-2111 総務課	35-2393
幌加内町	幌加内町字幌加内4699番地	(01653)5-2121 総務課	5-2127

(上川支庁)

名称	所在地	電話番号	FAX番号
旭川市	旭川市6条通9丁目	(0166)26-1111 総務部総務課	24-7833
名寄市	名寄市大通南1丁目1番地	(01654)3-2111 総務課	2-5644
富良野市	富良野市弥生町1番1号	(0167)39-2300 総務部総務課	23-2120
士別市	士別市東6条4丁目1番地	(01652)3-3121 総務課	2-1934
鷹栖町	鷹栖町南1条3丁目5番1号	(0166)87-2111 企画課	87-2196
東神楽町	東神楽町南1条西1丁目3番2号	(0166)83-2112 総務課	83-4180
当麻町	当麻町3条東2丁目11番1号	(0166)84-2111 総務課	84-4883
比布町	比布町市街地	(0166)85-2111 総務課	85-2389
愛別町	愛別町字本町179	(01658)6-5111 総務課	6-5110
上川町	上川町南町180	(01658)2-1211 企画課	2-1220
東川町	東川町東町1丁目16番地1号	(0166)82-2111 総務課	82-3644
美瑛町	美瑛町本町4丁目6番1号	(0166)92-1111 総務課	92-4414
南富良野町	南富良野町字幾寅867番地	(0167)52-2112 総務課	52-2922
上富良野町	上富良野町大町2丁目2番11号	(0167)45-3121 総務課	45-5362
中富良野町	中富良野町字中富良野市街	(0167)44-2121 総務課	44-2127
占冠村	占冠村字中央	(0167)56-2121 総務課	56-2184
和寒町	和寒町字西町120	(016532)2421 総務課	4238
剣淵町	剣淵町字南剣淵兵村775番地5	(016534)2121 総務課	2590
風連町	風連町西町196番1	(01655)3-2511 企画商工課	3-2510
下川町	下川町幸町63番地	(01655)4-2511 企画課	4-2517
美深町	美深町字西町18番地	(01656)2-1611 総務課	2-1626
音威子府村	音威子府村字音威子府444番地	(01656)5-3311 総務課	5-3837
中川町	中川町字中川337番地	(01656)7-2811 企画課	7-2594

(留萌支庁)

名称	所在地	電話番号	FAX番号
留萌市	留萌市幸町1丁目11番地	(0164)42-1801 総務課	43-8778
小平町	小平町字小平町216番地	(0164)56-2111 総務課	56-2110

増毛町	増毛町大字弁天町3丁目61番地	(0164)53-1111 総務課	53-2348
苫前町	苫前町字旭37番地1	(01646)4-2211 総務課	4-2142
羽幌町	羽幌町南町1番地1	(01646)2-1211 総務課	2-1219
初山別村	初山別村字初山別96番地1	(01646)7-2211 企画振興課	7-2298
遠別町	遠別町字本町3丁目37番地	(01632)7-2111 総務課	7-3695
天塩町	天塩町新栄通8丁目1466番地113	(01632)2-1001 住民課	2-2464
幌延町	幌延町宮園町9番地	(01632)5-1111 総務課	5-2971

(宗谷支庁)

名称	所在地	電話番号	FAX番号
稚内市	稚内市中央3丁目13番地15号	(0162)23-6161 総務課	23-3350
猿払村	猿払村字鬼志別	(01635)2-3131 振興課	2-3021
浜頓別町	浜頓別町字浜頓別154	(01634)2-2345 総務課	2-4766
中頓別町	中頓別町字中頓別182	(01634)6-1111 総務課	6-1155
枝幸町	枝幸町字本町916	(0163)62-1234 総務課	62-3353
歌登町	歌登町東町106番地19	(0163)68-2111 住民課	68-2202
豊富町	豊富町字上サロベツ2542-1	(0162)82-1001 総務課	82-2806
利尻町	利尻町沓形字緑町14番地1	(0163)84-2345 総務課	84-3553
礼文町	礼文町大字香深村字トンナイ125	(0163)86-1001 企画観光課	86-1007
利尻富士町	利尻富士町鴛泊字港町123	(0163)82-1111 総務課	82-1253

(網走支庁)

名称	所在地	電話番号	FAX番号
北見市	北見市北5条東2丁目1番地	(0157)25-6932 庶務課	61-7400
網走市	網走市南6条東4丁目1番地	(0152)44-6111 総務課	43-5404
紋別市	紋別市幸町2丁目1番18号	(01582)4-6925 庶務課	4-6925
東藻琴村	東藻琴村360番地1	(0152)66-2131 企画財政課	66-2423
女満別町	女満別町西3条4丁目2番地	(01527)4-2111 総務課	4-2191
美幌町	美幌町字東2条北2丁目25番地	(01527)3-1111 総務課	2-4869
津別町	津別町字幸町41番地	(01527)6-2151 総務課	6-2976
斜里町	斜里町本町12番地	(01522)3-3131 企画課	3-4150
清里町	清里町羽衣町13番地	(01522)5-2131 総務課	5-3571
小清水町	小清水町字小清水町217番地	(0152)62-2311 総務課	62-4198
端野町	端野町字端野25番地	(0157)56-2111 総務課	56-3800
訓子府町	訓子府町仲町50番地	(0157)47-2111 町民の声をきく課	47-2600
置戸町	置戸町字置戸町181番地	(0157)52-3311 企画課	52-3353
留辺蘂町	留辺蘂町字上町61番地	(0157)42-2421 総務課	42-2500
佐呂間町	佐呂間町字永代町3番地	(01578)2-1211 総務課	2-3368
常呂町	常呂町字常呂323番地	(0152)54-2111 総務課	54-3887
遠軽町	遠軽町1条通北3丁目1番地の1	(01584)2-4811 総務課	2-3688
上湧別町	上湧別町字屯田市街地318番地	(01586)2-2111 総務課	2-2511
湧別町	湧別町栄町112番地の1	(01586)5-2211 総務課	5-2283

滝上町	滝上町字滝之上市街地4条通2丁目1番地	(015829)2111 住民生活課	3588
興部町	興部町字興部710番地	(01588)2-2131 住民生活課	2-4058
西興部村	西興部村字西興部100番地	(01588)7-2111 企画課	7-2777
雄武町	雄武町字雄武700番地	(01588)4-2121 住民課	4-2844

(胆振支庁)

名称	所在地	電話番号	FAX番号
室蘭市	室蘭市東町2丁目28番7号	(0143)41-4135 市民生活課	44-0006
苫小牧市	苫小牧市旭町4丁目5番6号	(0144)32-6111 防災交通対策室	33-0474
登別市	登別市中央町6丁目11番地	(0143)85-2111 総務課	85-1108
伊達市	伊達市鹿島町20の1	(0142)23-3331 防災対策室	23-4414
豊浦町	豊浦町船見町10番地	(0142)83-2121 企画調整課	83-2938
虻田町	虻田町字栄町58	(0142)76-2121 有珠山復興対策室	74-2121
洞爺村	洞爺村字洞爺町96	(0142)82-5111 総務課	87-2928
大滝村	大滝村字本町85	(0142)68-6111 総務課	68-6301
壮瞥町	壮瞥町字滝之町245	(0142)66-2121 総務課	66-7001
白老町	白老町大町1丁目1番1号	(0144)82-2121 総務課	82-4391
早来町	早来町大町95	(0145)22-2511 総務課	22-2026
追分町	追分町本町6丁目54番地	(0145)25-2411 総務課	25-3203
厚真町	厚真町京町120	(0145)27-2321 総務課	27-2328
鶴川町	鶴川町美幸町2丁目90番地	(01454)2-2411 総務課	2-2711
穂別町	穂別町字穂別2	(01454)5-2111 総務課	5-3048

(日高支庁)

名称	所在地	電話番号	FAX番号
日高町	日高町字日高299番地の1	(01457)6-3171 総務課	6-3981
平取町	平取町本町28番地	(01457)2-2221 総務課	2-2277
門別町	門別町字本町210番地	(01456)2-5131 総務課	2-5615
新冠町	新冠町字本町44番地	(0146)47-2111 総務課	47-2600
静内町	静内町御幸町3丁目2番50号	(0146)43-2111 総務課	43-3900
三石町	三石町字本町212番地	(0146)33-2111 企画課	32-3455
浦河町	浦河町築地1丁目3番1号	(0146)22-2311 総務課	22-1240
様似町	様似町大通1丁目21番地	(0146)36-2111 企画調整課	36-2662
えりも町	えりも町字本町206番地	(01466)2-2111 企画課	2-3367

(十勝支庁)

名称	所在地	電話番号	FAX番号
帯広市	帯広市西5条南7丁目	(0155)24-4111 庶務課	23-0151
音更町	音更町元町2番地	(0155)42-2111 総務課	42-2117
士幌町	士幌町字士幌225番地	(01564)5-2211 総務課	5-4304
上士幌町	上士幌町字上士幌東3線238	(01564)2-2111 総務課	2-4637
鹿追町	鹿追町東町1丁目15番地	(01566)6-2311 町民政策課	6-1020
新得町	新得町3条南4丁目26番地	(01566)4-5111 総務課	4-4013

清水町	清水町南4条2丁目2番地	(01566)2-2111 総務課	2-5116
芽室町	芽室町東2条2丁目14番地	(0155)62-2611 総務課	62-4599
中札内村	中札内村大通南2丁目3番地	(0155)67-2311 総務課	68-3911
更別村	更別村字更別南1線93番地	(0155)52-2111 総務課	52-2812
忠類村	忠類村字忠類439番地1	(01558)8-2111 総務課	8-2511
大樹町	大樹町東本通33番地	(01558)6-2111 企画課	6-2495
広尾町	広尾町西4条7丁目1番地1	(01558)2-2111 企画情報課	2-4933
幕別町	幕別町本町130番地	(0155)54-6601 町民課	54-3727
池田町	池田町西1条7丁目11	(01557)2-3111 町民課	2-4631
豊頃町	豊頃町茂岩本町125番地	(01557)4-2211 総務課	4-3750
本別町	本別町北2丁目4番地1	(01562)2-2141 住民課	2-5950
足寄町	足寄町北1条4丁目37番地	(01562)5-2141 企画観光課	5-2488
陸別町	陸別町字陸別東1条3丁目	(01562)7-2141 総務課	7-2797
浦幌町	浦幌町字桜町15番地6	(01557)6-2111 総務課	6-2519

(釧路支庁)

名称	所在地	電話番号	FAX番号
釧路市	釧路市黒金町7丁目5番地	(0154)23-5151 総務課	23-5180
釧路町	釧路町別保1丁目1番地	(0154)62-2111 総務課	62-2713
厚岸町	厚岸町字真栄町1条2番地1	(0153)52-3131 総務課	52-3138
浜中町	浜中町霧多布東4条1丁目35番地1	(0153)62-2111 総務課	62-2229
標茶町	標茶町川上4丁目2番地	(01548)5-2111 総務課	5-4111
弟子屈町	弟子屈町中央2丁目3番1号	(01548)2-2191 企画振興課	2-2696
鶴居村	鶴居村鶴居西1丁目1番地	(0154)64-2111 総務課	64-2577
白糠町	白糠町西1条南1丁目1番地1	(01547)2-2171 総務課	2-4659

(根室支庁)

名称	所在地	電話番号	FAX番号
根室市	根室市常盤町2丁目27番地	(0153)23-6111 消防本部生活安全センター	24-8692
別海町	別海町別海常盤町280番地	(0153)75-2111 総務課	75-0371
中標津町	中標津町丸山2丁目22番地	(0153)73-3111 総務課	73-5333
標津町	標津町北2条西1丁目1-3	(0153)82-2131 住民課	82-3011
羅臼町	羅臼町栄町100の83	(0153)87-2111 町民生活環境課	87-2358

3 災害拠点病院

(1) 基幹災害医療センター

医療圏名	指定病院名	所在地	電話番号
全道域	札幌医科大学医学部附属病院	札幌市中央区南1条西16丁目	011-611-2111

(2) 地域災害医療センター

医療圏名	指定病院名	所在地	電話番号
南渡島	市立函館病院	函館市港町1丁目10番1号	0138-43-2000
北渡島 檜山	八雲総合病院	八雲町東雲町50番地	01376-3-2185
南檜山	北海道立江差病院	江差町伏木戸町459番地	01395-2-0036
札幌	国立札幌病院	札幌市白石区菊水4条2丁目3番	011-811-9111
	市立札幌病院	札幌市中央区北11条西13丁目	011-726-2211
後志	市立小樽病院	小樽市若松1丁目2番地1号	0134-25-1211
南空知	岩見沢市立総合病院	岩見沢市9条西7丁目2番地	0126-22-1650
中空知	砂川市立病院	砂川市西4条北2丁目1番1号	0125-54-2131
北空知	深川市立総合病院	深川市5条6番10号	0164-22-1650
西胆振	日鋼記念病院	室蘭市新富町1丁目5番13号	0143-24-1331
東胆振	王子総合病院	苫小牧市若草町3丁目4番8号	0144-32-8111
日高	総合病院浦河赤十字病院	浦河町東町ちのみ1丁目2番1号	0146-22-5111
上川中部	総合病院旭川赤十字病院	旭川市曙1条1丁目1番1号	0166-22-8111
上川北部	名寄市立総合病院	名寄市西7条南8丁目1番地	01654-3-3101
富良野	北海道社会事業協会富良野病院	富良野市幸町13番1号	0167-23-2181
留萌	留萌市立病院	留萌市東雲2丁目16番地	0164-49-1011
宗谷	市立稚内病院	稚内市中央4丁目11番地6号	0162-23-2771
遠紋	北海道立紋別病院	紋別市緑町5丁目6番8号	01582-4-3111
北網	総合病院北見赤十字病院	北見市北6条東2丁目1番地	0157-24-3115
十勝	J A北海道厚生連	帯広市西6条南8丁目1番地	0155-24-4161
釧路	市立釧路総合病院	釧路市春湖台1番12号	0154-41-6121
根室	市立根室病院	根室市有磯町1丁目2番地	0153-24-3201

4 北海道警察

<札幌方面>

部 署	所 在 地	電話番号	担当課・係
北海道警察本部	札幌市中央区北2条西7丁目	011-251-0110	警備課災害係
中央警察署	札幌市中央区北1条西5丁目4	011-242-0110	警備課
東警察署	札幌市東区北16条東1丁目3-15	011-704-0110	警備課
西警察署	札幌市西区西野2条5丁目3-60	011-666-0110	警備課
南警察署	札幌市中央区南29条西11丁目1	011-552-0110	警備課
北警察署	札幌市北区北24条西8丁目2-20	011-727-0110	警備課
白石警察署	札幌市白石区菊水3条5丁目4-2	011-814-0110	警備課
豊平警察署	札幌市豊平区豊平7条13丁目1-15	011-813-0110	警備課
厚別警察署	札幌市厚別区厚別中央2条4丁目5-20	011-896-0110	警備課
手稲警察署	札幌市手稲区富丘1条4丁目3-1	011-686-0110	警備課
江別警察署	江別市弥生町23	011-382-0110	警備課
千歳警察署	千歳市東雲町5丁目61	0123-42-0110	警備課
岩見沢警察署	岩見沢市10条東2丁目1	0126-22-0110	警備課
栗山警察署	栗山町朝日3丁目115	01237-2-0110	警備係
夕張警察署	夕張市旭町4	01235-2-0110	警備係
三笠警察署	三笠市幸町4	01267-2-8110	警備係
美唄警察署	美唄市東1条北7丁目1-1	01266-3-0110	警備係
砂川警察署	砂川市東2条南5丁目1	0125-54-0110	警備係
滝川警察署	滝川市緑町1丁目1-12	0125-24-0110	警備課
赤歌警察署	赤平市東大町3丁目2	0125-32-0110	警備係
芦別警察署	芦別市南1条東2丁目12-12	01242-2-0110	警備係
小樽警察署	小樽市富岡1丁目7-1	0134-27-0110	警備課
余市警察署	余市町朝日町27	0135-22-0110	警備係
俱知安警察署	俱知安町南1条東2丁目	0136-22-0110	警備係
岩内警察署	岩内町字高台5	0135-62-0110	警備課
伊達警察署	伊達市館山町10-22	0142-22-0110	警備課
室蘭警察署	室蘭市東町4丁目27-10	0143-46-0110	警備課
苫小牧警察署	苫小牧市旭町3丁目5-12	0144-35-0110	警備課
門別警察署	門別町富川東1丁目4-1	01456-2-0110	警備係
静内警察署	静内町古川町1丁目3-22	01464-3-0110	警備係
浦河警察署	浦河町築地2丁目2-4	01462-2-0110	警備係

<函館方面>

部 署	所 在 地	電話番号	担当課・係
函館方面本部	函館市五稜郭町15-5	0138-31-0110	警備課
函館中央警察署	函館市五稜郭町15-5	0138-54-0110	警備課
函館西警察署	函館市海岸町11-27	0138-42-0110	警備課
森警察署	森町字上台町299-6	01374-2-0110	警備課
八雲警察署	八雲町富士見町113	0137-64-2110	警備係
木古内警察署	木古内町字本町550-3	01392-2-4110	警備係

松前警察署	松前町字福山164	0139-42-3110	警備係
江差警察署	江差町字上野町30	01395-2-0110	警備係
せたな警察署	せたな町北檜山区徳島4-17	01378-4-6110	警備係
寿都警察署	寿都町字渡島町82	0136-62-2110	警備係

<旭川方面>

部 署	所 在 地	電話番号	担当課・係
旭川方面本部	旭川市1条通25丁目487-6	0166-35-0110	警備課
旭川中央警察署	旭川市6条通10丁目左10	0166-25-0110	警備課
旭川東警察署	旭川市1条通25丁目487-6	0166-34-0110	警備課
士別警察署	士別市東5条5丁目1	01652-3-0110	警備係
名寄警察署	名寄市大通南1丁目2	01654-2-0110	警備係
美深警察署	美深町字美深263	01656-2-0110	警備係
枝幸警察署	枝幸町字本町705-2	01636-2-0110	警備係
稚内警察署	稚内市大黒1丁目6-48	0162-24-0110	警備課
富良野警察署	富良野市若葉町11-1	0167-22-0110	警備係
深川警察署	深川市5条1-12	0164-23-0110	警備係
沼田警察署	沼田町北1条6丁目1	0164-35-3110	警備係
留萌警察署	留萌市高砂町3丁目5-1	0164-42-0110	警備課
羽幌警察署	羽幌町南4条4丁目13	01646-2-1110	警備係
天塩警察署	天塩町新栄通9丁目	01632-2-2110	警備係

<釧路方面>

部 署	所 在 地	電話番号	担当課・係
釧路方面本部	釧路市黒金町10丁目5	0154-25-0110	警備課
釧路警察署	釧路市黒金町10丁目5	0154-23-0110	警備課
厚岸警察署	厚岸町字真栄町3条43-11	0153-52-0110	警備係
弟子屈警察署	弟子屈町中央2丁目9-28	01548-2-2110	警備係
根室警察署	根室市弥栄町1丁目17	0153-24-1110	警備課
中標津警察署	中標津町西5条南1丁目2-4	01537-2-0110	警備課
池田警察署	池田町西3条6丁目10	01557-2-0110	警備係
本別警察署	本別町北1丁目4-20	01562-2-0110	警備係
帯広警察署	帯広市西1条北1丁目1	0155-25-0110	警備課
新得警察署	新得町4条南6丁目1-2	01566-4-0110	警備係
広尾警察署	広尾町並木通東1丁目	01558-2-0110	警備係

<北見方面>

部 署	所 在 地	電話番号	担当課・係
北見方面本部	北見市青葉町6-1	0157-24-0110	警備課
北見警察署	北見市青葉町6-1	0157-24-0110	警備課
遠軽警察署	遠軽町1条通北3丁目	01584-2-0110	警備係
網走警察署	網走市南6条東5丁目3	0152-43-0110	警備係
美幌警察署	美幌町字大通南1丁目19	01527-2-0110	警備係
斜里警察署	斜里町本町43-6	01522-3-0110	警備係
紋別警察署	紋別市南が丘町1丁目5-16	01582-3-0110	警備課
興部警察署	興部町字興部755-3	01588-2-2110	警備係

5 保健所・センター・保健福祉事務所・支所

名 称	所 在 地	電話番号
札幌市		
札幌市保健所	中央区大通西19丁目 WEST19ビル 3階	011-622-5151
中央保健センター	中央区南3条西11丁目	011-511-7221
北保健センター	北区北25条西6丁目	011-757-1181
東保健センター	東区北10条東7丁目	011-711-3211
白石保健センター	白石区本郷通3丁目北	011-862-1881
厚別保健センター	厚別区厚別中央1条5丁目	011-895-1881
豊平保健センター	豊平区平岸6条10丁目	011-822-2400
南保健センター	南区真駒内幸町1丁目	011-581-5211
西保健センター	西区琴似2条7丁目	011-621-4241
手稲保健センター	手稲区前田1条11丁目	011-681-1211
清田保健センター	清田区平岡1条1丁目	011-889-2400
小樽市保健所	小樽市富岡1丁目5番12号	0134-22-3117
函館市保健所	函館市五稜郭町23番	0138-32-1512
旭川市保健所	旭川市7条通10丁目	0166-25-6354
渡島保健福祉事務所 保健福祉部	函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9000
(木古内支所)	木古内町字木古内214-5	01392-2-2068
(森支所)	森町字上台町330番地	01374-2-2323
檜山保健福祉事務所 保健福祉部	江差町字本町63番地	01395-2-1053
渡島保健福祉事務所 八雲地域保健部	八雲町末広町120番地	01376-3-2168
(今金支所)	今金町字今金107-2	01378-2-0251
石狩保健福祉事務所 保健福祉部	江別市錦町4番地の1	011-383-2111
(石狩支所)	石狩市花川北7条1丁目14-1	0133-74-1142
石狩保健福祉事務所 千歳地域保健部	千歳市東雲町4丁目2番地	0123-23-3175
後志保健福祉事務所 保健福祉部	倶知安町北1条東2丁目	0136-22-1111
(余市支所)	余市町朝日町12番地	0135-23-3104
後志保健福祉事務所 岩内地域保健部	岩内町字清住252番地の1	0135-62-1537
空知保健福祉事務所 保健福祉部	岩見沢市8条西5丁目1番地	0126-23-2231
(由仁支所)	由仁町新光195番地	01238-3-2221
空知保健福祉事務所 滝川地域保健部	滝川市緑町2丁目3番31号	0125-24-6201
空知保健福祉事務所 深川地域保健部	深川市2条18番6号	0164-22-1421
胆振保健福祉事務所 保健福祉部	室蘭市幸町9番11号	0143-22-9131
胆振保健福祉事務所 苫小牧地域保健部	苫小牧市旭町2丁目9番19号	0144-34-4168
日高保健福祉事務所 保健福祉部	浦河町東町ちのみ3丁目1番8号	01462-2-3071
日高保健福祉事務所 静内地域保健部	静内町こうせい町2丁目8番1号	01464-2-0251
上川保健福祉事務所 保健福祉部	旭川市永山6条19丁目303	0166-46-5111
上川保健福祉事務所 名寄地域保健部	名寄市東5条3丁目63番地38	01654-3-3121
上川保健福祉事務所 富良野地域保健部	富良野市末広町2番10号	0167-23-3161
留萌保健福祉事務所 保健福祉部	留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-1511
(天塩支所)	天塩町新栄通9丁目	01632-2-1179

宗谷保健福祉事務所 保健福祉部	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2510
(浜頓別支所)	浜頓別町大通西1丁目	01634-2-0190
(利尻支所)	利尻町杓形字日の出町	01638-4-2247
網走保健福祉事務所 北見地域保健部	北見市青葉町6番6号	0157-24-4171
網走保健福祉事務所 保健福祉部	網走市北7条西3丁目	0152-44-7171
網走保健福祉事務所 紋別地域保健部	紋別市南が丘町1丁目6番地	01582-3-3108
(遠軽支所)	遠軽町大通北5丁目1番27	01584-2-3108
十勝保健福祉事務所 保健福祉部	帯広市東3条南3丁目1	0155-24-3111
(新得支所)	新得町3条南6丁目	01566-4-5104
(広尾支所)	広尾町公園通南4丁目	01588-2-2191
(本別支所)	本別町北1丁目4番39号	01562-2-2108
釧路保健福祉事務所 保健福祉部	釧路市花園町8番6号	0154-22-1233
(標茶支所)	標茶町常盤8丁目1	01548-5-2155
根室保健福祉事務所 保健福祉部	根室市弥栄町2丁目1番地	0153-23-5161
根室保健福祉事務所 中標津地域保健部	中標津町東1条南6丁目1番地3	01537-2-2168

6 郡市区歯科医師会

郡市区名	事務所所在地	電話番号	FAX番号
札幌	札幌市中央区南7条西10丁目	011-511-1543	511-1530
函館	函館市大手町3番3号	0138-23-3650	23-4765
旭川	旭川市金星町1丁目 道北口腔保健センター内	0166-22-2361	24-1147
滝川	滝川市花月町1丁目2番26号 滝川ホテル三浦華園403号	0125-22-4539	24-6672
小樽	小樽市稲穂2丁目1番14号	0134-27-3000	27-4070
北見	北見市山下町2丁目 ユニオンビル2F	0157-23-5534	23-7734
十勝	帯広市東7条南9丁目15番3	0155-25-2172	22-8024
室蘭	室蘭市東町1丁目20番地26号	0143-43-3522	43-7868
岩見沢	岩見沢市4条西2丁目 フレンズビル3F	0126-25-1191	25-1191
釧路	釧路市城山2丁目2番地15号	0154-42-8336	41-4624
後志	倶知安町南1西1-23 柏谷歯科医院内	0136-22-3708	23-3902
留萌	増毛町弁天町1丁目 風間歯科内	0164-53-1166	53-1167
稚内	稚内市中央4丁目5-24 医療法人社団南波歯科医院内	0162-24-5107	24-5107
美唄	美唄市西1条北1丁目1番1号 宝崎歯科分院内	01266-3-2445	2-2871
日高	静内町こうせい町1丁目9番18号 鮫島歯科医院内	01464-3-3645	3-3645
苫小牧	苫小牧市表町1丁目4-5 日商連ビル3F	0144-33-7530	35-5754
千歳	恵庭市泉町24番地の1 エニケンビル1F	0123-33-0192	33-7961

7 口腔（歯科）保健センター

名称	所在地	電話番号
道北口腔保健センター	旭川市金星町1丁目	0166-22-2290
札幌口腔医療センター	札幌市中央区南7条西10丁目	011-511-7774
十勝歯科保健センター	帯広市東7条南9丁目	0155-25-2172
釧路歯科保健センター	釧路市春湖台1番12号	0154-22-7191
函館口腔保健センター	函館市五稜郭町23番地1号 総合保健センター内	0138-56-8148

8 北海道歯科用品協同組合

商号	営業所所在地	電話番号	FAX番号
(有)北央デンタル商会	札幌市豊平区豊平2条11丁目1-18	011-812-3330	812-7783
(株)北海道デンタルサービス	札幌市東区東苗穂14条3丁目6-16	011-790-4338	790-4337
(株)内田歯科材料店	旭川市七条通り6丁目左9号	0166-22-6655	25-7533
(株)三上歯科商店	札幌市中央区南11条西13丁目	011-551-2341	551-8583
札幌歯科器材(株)	札幌市中央区南3条9丁目 相川ビル2階	011-231-4033	231-4045
北海道歯科産業(株)旭川支店	旭川市二条通り4丁目左1号	0166-26-4671	25-5394
(株)石田歯科機械店岩見沢支店	岩見沢市二条西4丁目5番1号	0126-22-0085	23-2610
(株)オオシマ	札幌市中央区北6条西18丁目11	011-642-6688	642-6675
D. U. S (株)	釧路市昭和中央1丁目2番1号	0154-51-0361	51-7800
田中歯科商店	名寄市西二条南8丁6番地	01654-2-3270	2-3335
(株)藤田歯科用品店	帯広市西四条南10-23	0155-23-5326	23-5328
(株)田中デンタル商会	函館市宝来町10-5	0138-26-0138	22-4817
(株)村上歯科商店	小樽市富岡2-13-9	0134-22-1619	32-1122
(株)石田歯科機械店	室蘭市海岸町3-5-34	0143-22-4904	23-8107
北海道歯科産業(株)	札幌市白石区菊水上町2条4丁目36-77	011-813-5556	813-5680
(有)釧路デンタルサプライ	釧路市浪花町4丁目12-1	0154-32-1919	32-1888
(株)三上歯科商店苫小牧支店	苫小牧市山手町2-6-10	0144-73-1811	73-1890
(株)ホシイ	札幌市中央区北2条西26丁目1-10	011-613-0530	613-0535
(株)青森歯科商会函館営業所	函館市本通り2丁目32-6	0138-52-4156	52-4178
(有)北照	札幌市手稲区新発寒6条7丁目1170	011-684-7730	684-7731
(有)竹澤歯科材料店	旭川市神居3条13丁目	0166-62-1417	62-5890
(株)石田歯科機械店札幌営業所	札幌市東区北27条東13丁目4-19	011-742-2322	742-2345
(株)高橋デンタルサプライ	札幌市豊平区美園1条2丁目3-31	011-823-0066	823-0636
(株)宏誠歯材	札幌市中央区南2条西10丁目5-1 ジムテル210ビル	011-271-7774	271-7774
D. U. S (株)帯広営業所	音更町南鈴蘭北5-10-3	0155-31-9057	31-9059
(株)三上歯科商店函館営業所	函館市美原2丁目30-22	0138-47-1290	47-1685
(有)福澤歯科商会	札幌市西区西野6条8丁目4-23 南西ビル1F	011-666-1941	666-5355

4 病院歯科（歯科口腔外科）の一覧

第2次医療圏	病 院 名	所 在 地	電話番号
札 幌	北海道大学病院歯科診療センター	札幌市北区北13条西7丁目	(011)706-4330
	北海道医療大学病院	札幌市北区あいの里2条5丁目	(011)778-7558
	北海道医療大学歯科内科クリニック	当別町金沢1757番地	(0133)23-1211
	札幌医科大学附属病院	札幌市中央区南1条西16丁目	(011)611-2111
	市立札幌病院	札幌市中央区北11条西13丁目	(011)726-2111
	札幌鉄道病院	札幌市中央区北3条東1丁目	(011)221-4651
	N T T東日本札幌病院	札幌市中央区南1条西15丁目	(011)623-7200
	恵佑会札幌病院	札幌市白石区本通14丁目北1番1号	(011)863-2101
	東札幌病院	札幌市白石区東札幌3条3丁目7番35号	(011)812-2311
	北樹会病院	札幌市豊平区月寒西5条8丁目4番32号	(011)856-1111
	札幌東徳州会病院	札幌市東区北33条東13丁目3番21号	(011)722-1110
	手稲溪仁会病院	札幌市手稲区前田1条12丁目1番40号	(011)685-2571
	日之出歯科真駒内診療所	札幌市南区真駒内南町4丁目6番9号	(011)584-5848
西胆振	日鋼記念病院	室蘭市新富町1丁目5番13号	(0143)24-1717
	三愛病院	登別市中登別町24番地	(0143)83-1111
東胆振	苫小牧市立総合病院	苫小牧市本幸町1丁目2番21号	(0144)33-3131
	青葉病院	苫小牧市青葉町2丁目9-19	(0144)75-2200
南空知	岩見沢労災病院	岩見沢市4条東16丁目5番地	(0126)22-1300
北空知	深川第一病院	深川市あけぼの町1番1号	(0164)23-3516
南渡島	市立函館病院	函館市港町1丁目10番1号	(0138)43-2000
	函館協会病院	函館市堀川町4番5号	(0138)53-1609
	共愛会病院	函館市中島町7番21号	(0138)51-2111
	函館中央病院	函館市本町33番2号	(0138)52-1231
	函館五稜郭病院	函館市五稜郭町38番3号	(0138)51-2295
上川北部	吉田病院	名寄市西3条南6丁目	(0120)648-410
上川中部	旭川医科大学医学部附属病院	旭川市緑ヶ丘東2条1丁目1番1号	(0166)69-3890
	市立旭川病院	旭川市金星町1丁目	(0166)24-3181
	旭川赤十字病院	旭川市曙1条1丁目1番1号	(0166)22-8111
	大西病院	旭川市4条通11丁目右3号	(0166)26-2171
	吉田病院	旭川市4条西4丁目	(0166)25-9660
	旭川高砂台病院	旭川市高砂台1丁目1番22号	(0166)61-5700
北 網	麻生北見病院	北見市三輪54番8	(0157)23-4134
	津別病院	津別町字幸町61番地	(01527)6-2121
釧 路	釧路労災病院	釧路市中園町13番23号	(0154)22-7191
	市立釧路総合病院	釧路市春湖台1番12号	(0154)41-6121
	釧路赤十字病院	釧路市新栄町21番14号	(0154)22-7171
	中村眼科歯科医院	釧路市大町4丁目1番1号	(0154)41-4092
十 勝	北斗病院	帯広市稲田町基線7番5	(0155)47-8148
	協立病院	帯広市西16条北1丁目27番地	(0155)35-3358
	帯広第一病院	帯広市西4条南15丁目17番地3	(0155)25-3121
	白石外科・歯科医院	帯広市西2条南17丁目9番地	(0155)25-5000

あ と が き

本改訂版は、平成10年3月北海道歯科医師会「防災・災害対策指針作成部会」が発行した「災害時歯科医療救護活動の指針—北海道歯科医師会防災・災害対策—」を基盤にして、若干の修正・加筆したものであります。

なお、本改定版作成にあたり、下記の文献資料を参考にさせていただきました。ここに表記させていただき感謝の意を表します。

参考文献

1. 北海道歯科医師会：災害時歯科医療救護活動の指針，1998.
2. 北海道防災会議：北海道地域防災計画，2002.
3. 自治省消防庁編：防災六法，1997.
4. 千葉県歯科医師会：災害時歯科活動マニュアル，2003.
5. 日本歯科医師会：警察歯科医会・身元確認マニュアル，2002.
6. 河合峰雄：災害時の歯科医療，歯学92 春季特集号：78～84，2005.
7. 岡崎好秀、下野 勉：被災地における歯科医療の問題と提言—阪神大震災における歯科診療を経験して—(1)：歯科展望86(5)，1209～1220，1995.
8. 岡崎好秀、下野 勉：被災地における歯科医療の問題と提言—阪神大震災における歯科診療を経験して—(2)：歯科展望86(6)，1343～1349，1995.
9. 静岡県歯科医師会：青い鳥をさがして—静岡県歯科医師会・防災マニュアル—，1997.
10. 長崎県歯科医師会：災害時歯科活動マニュアル（噴火災害の経験から），2003.
11. 東京都：災害時歯科医療救護活動マニュアル，1997.
12. 神奈川県歯科医師会：あ、地震だ！災害対策歯科医療救護マニュアル，1998.
13. 新潟県歯科医師会：その時、歯科医師として 災害時歯科医療救護活動・歯科検死活動マニュアル，2000.

■北海道歯科医師会学術委員会(防災・警察歯科作業班)

副委員長 中 澤 潤
委 員 前 田 豊
委 員 遠 藤 公 一
委 員 井 谷 秀 朗

■北海道歯科医師会

常務理事 紺 野 純 一

災害時歯科医療救護活動の指針

—北海道歯科医師会防災・災害対策—

改訂版

平成18年2月

発行者 社団法人北海道歯科医師会
札幌市中央区北1条東9丁目11番地
(011) 231-0945
発行人 永山一行
印刷所 岩橋印刷株式会社
札幌市西区西町南18丁目1番34号
(011) 669-2500